

平成 21 年度見直し対象法人の見直し当初案

内閣府所管 国立公文書館	P. 1
文部科学省所管 日本原子力研究開発機構	P. 9
厚生労働省所管 医薬基盤研究所	P. 32
年金積立金管理運用	P. 52
経済産業省所管 産業技術総合研究所	P. 61
国土交通省所管 日本高速道路保有・債務返済機構	P. 77
法務省所管 日本司法支援センター	P. 86

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	内閣府			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
独立行政法人国立公文書館	歴史公文書等の保存、利用等を通じた、現在及び将来の国民に対する説明責任の実現等	「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」最終報告(平成20年11月4日)、「公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)」を踏まえ、機能の強化等を行う。	現行の特定独立行政法人形態を維持しつつ、公文書管理法により求められる新たな機能も十分に果たすことができるよう、抜本的な組織体制の拡充を進める。	国立公文書館の事務・事業は、現在及び将来の国民に対する説明責任を全うし、歴史や文化、学術研究等に寄与し、我が国のアイデンティティを確保するため必要不可欠である。公文書管理法において新たに求められる役割も適切に果たすため、業務運営体制の更なる整備を図る。また、運営の効率化及び自律化をめざして、随意契約の見直し、給与水準の適正化等に引き続き取り組む。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人国立公文書館			府省名	内閣府			
沿革	昭和 46 年 国立公文書館 → 平成 13 年 独立行政法人国立公文書館							
中期目標期間	第 1 期：平成 13 年度～平成 16 年度 第 2 期：平成 17 年度～平成 21 年度							
役員数及び職員数 <small>(平成21年1月1日現在)</small> ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数				
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	41人				
	4人（2人）	2人（0人）	2人（2人）					
年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度(要求)		
国からの財政支出額の推移 <small>(単位:百万円)</small>	一般会計	1,845	1,869	1,856	1,833	2,074		
	特別会計	-	-	-	-	-		
	計	1,845	1,869	1,856	1,833	2,074		
	うち運営費交付金	1,845	1,869	1,856	1,833	2,074		
	うち施設整備費等補助金	-	-	-	-	154		
	うちその他の補助金等	-	-	-	-	-		
支出予算額の推移 <small>(単位:百万円)</small>	1,848	1,873	1,859	1,837	2,079	3,060		
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 <small>(単位:百万円)</small>	3	3	1	4				
	発生要因							
	見直し案							
運営費交付金債務残高 <small>(単位:百万円)</small>	111	229	206	245				
行政サービス実施コストの推移 <small>(単位:百万円)</small>	2,120	2,133	2,261	2,002	(見込み) 2,385	(見込み) 4,204		
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」）の施行により国立公文書館の機能が強化され、必要な体制の拡充を行う一方で、民間委託の更なる推進等により、行政サービス実施コストの改善に努める。							
中期目標の達成状況 <small>(業務運営の効率化に関する事項等) (平成 20 年度実績)</small>	経費総額について、中期目標の最終年度（平成 21 年度）に前期中期目標の最終年度に対して、7%以上削減するとの目標については、平成 16 年度の既定経費総額 1,571 百万円に対して、平成 20 年度は、1,436 百万円であり、8.6%の減となっている。中期目標の達成に向け、21 年度においても既定経費の削減に取り組む。							

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立公文書館		府省名	内閣府
事務及び事業名	歴史公文書等の保存、利用等を通じた、現在及び将来の国民に対する説明責任の実現等			
事務及び事業の概要	行政機関等の国の機関より歴史資料として重要な公文書等の移管を受け、適切に保存し、一般の利用に供することを通じ、現在及び将来の国民に対する政府の説明責任を果たすとともに、歴史や文化、学術研究、我が国のアイデンティティ形成等に寄与する。			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	3,055,856 千円 (981,522 千円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	3,060,477 千円 (981,522 千円)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	41 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>公文書管理法により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各行政機関に対する、現用の歴史公文書等の保存及び利用に係る情報収集、専門的技術的助言、研修等の機能が国立公文書館に付与される ○内閣総理大臣の委任を受けて、各行政機関に対する実地調査等を行う機能が国立公文書館に付与される ○各行政機関における歴史公文書等の散逸を防ぐため現用の行政文書を保存する中間書庫事業を実施する機能が国立公文書館に付与される ○各行政機関の職員・独立行政法人の職員に対する研修の実施義務が国立公文書館に課される ○展示やデジタルアーカイブ等、公文書の利用促進の努力義務が国立公文書館に課される <p>といった、国立公文書館の新たな機能や努力義務が規定されたことから、これらに対応する事務・事業の実施が必要となる。</p> <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従来、内閣総理大臣と各府省との間で合意ができた歴史公文書等のみ国立公文書館に移管される仕組みであったが、公文書管理法では歴史公文書等は全て国立公文書館に移管されることから、移管冊数が大幅に増加し、受入業務・保存業務が量的に大幅拡大することが予想される。 ○あわせて、従来移管対象でなかった独立行政法人等の歴史公文書等についても公文書管理法では移管されることになったことから、移管冊数がさらに増加し、受入業務・保存業務が量的に大幅拡大することが予想される。 ○公文書管理法では所蔵資料（特定歴史公文書等）の閲覧・複写が国民の権利となつたことから、より厳格かつ迅速な手続による公開審査、利用提供の実施、不服申立てや訴訟への対応等が必要となるほか、これまで移管が進まなかつた貴重な文書の移管が増え、利用者が増加することが予想されることから、利用業務・審査業務が量的に大幅拡大することが予想される。 ○内閣総理大臣の権限強化に伴い、各種基準作りや制度運用に当たつて、国立公文書館の専門的知見を活かし 			
※ [] 内は整理合理化計画の該当箇所の記述				

	<p>た様々なサポートを行うことが必要になる。</p> <p>このほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本年 8 月 5 日に内閣総理大臣と最高裁判所長官との間で移管の定めが締結され、本年度から司法機関の文書の移管が開始されることとなった ○「重点計画-2008(平成 20 年 8 月 20 日 IT 戦略本部決定)」等により、平成 23 年度より電子公文書の移管・保存・利用を開始することとなっている ○衆議院内閣委員会や参議院内閣委員会における公文書管理法付帯決議において、研修・専門職員の育成の計画的な実施、必要な人員・施設・予算の適正な確保、特定歴史公文書等の保存・修復に万全を期することができる体制の整備、地方公共団体における公文書管理の見直し支援や地方公文書館との連携強化等が求められていることへの対応等も必要となる。 <p>以上のような、国立公文書館の機能強化に向けた事務・事業の見直しを行う。</p>
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	<p>上記事務・事業の見直しに当たっては、可能な限り民間委託等を進め、行政サービス実施コストの改善に努める。</p>
上記措置を講ずる理由	<p>国立公文書館の事務・事業は、現在及び将来の国民に対する説明責任を全うし、歴史や文化、学術研究等の発展及び我が国のアイデンティティ形成に寄与するため必要不可欠である。</p> <p>さらに、適切な公文書管理の必要性から、第 171 国会で公文書管理法が全会派一致で成立したところであり、また、衆参両院の内閣委員会の附帯決議においても「公文書の適正な管理が、国民主権の観点から極めて重要である」とされるとともに諸外国と比べて極端に貧弱な公文書管理体制を踏まえて「必要な人員、施設及び予算を適正に確保すること」をはじめ、「専門職員の育成を計画的に実施」することや、「特定歴史公文書等の保存・修復に万全を期することができる体制の整備」などが求められている。</p> <p>国立公文書館に求められる機能・期待は大幅に拡大しており、公文書管理法の適切な運用を担保するためにも、上記の方向で事務・事業の見直しを進める必要がある。</p>

III. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立公文書館		府省名	内閣府
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	現状の特定独立行政法人形態を維持する。	公文書管理法の施行に伴う館の機能強化に併せ、つくば分館の機能についても検討する。	公文書管理法により求められる新たな機能も十分に果たすことができるよう、抜本的な組織体制の拡充を進める。	現状の特定独立行政法人形態を維持する。
※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述				
上記措置を講ずる理由	現在国立公文書館に求められる役割を適切に果たすために、また公文書管理法により新たに国立公文書館に求められる役割を適切に果たすために、職務の性質上職員に国家公務員法に基づく様々な義務を課すとともに、自律的かつ柔軟な業務運営を確保する必要があることから、特定独立行政法人形態が適切であるため。	本館とつくば分館は、それぞれ機能分化しながら一体となって歴史公文書等の受入れ・保存等をはじめとする事務・事業に取り組んでいるところであり、つくば分館における事務・事業の在り方についても、館の機能強化の一環として検討する必要があるため。	公文書管理法の適切な運用を担保するために、国立公文書館に求められる機能・期待は大幅に拡大しており、これへの対応が必要不可欠であるため、抜本的な体制拡充を進める必要があるため。 (独法評価委員会からも同様の評価を得ているところ)	1. 国立公文書館の公文書には政治的内容を含むことから、政治的利用や恣意的公開等が行われないよう、職員に政治的中立性を求めることが必要であるため 2. 業務の厳格な信頼性の確保のためには、争議行為の禁止、私企業との分離等の規定の適用などが必要であるため 3. 国立公文書館制度は立憲主義・民主主義の根幹であり、非公務員化は、諸外国からこれらの軽視と受け取られ、我が国の国際的地位の低下につながるおそれがあるため。

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立公文書館		府省名	内閣府
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性) ※〔 〕内は整理合理化計画の該当箇所の記述	公文書管理法の制定に伴い 館の機能が大幅に強化され ることに伴い、業務運営体 制の更なる整備を図ること とする。	平成19年12月に策定した 「随意契約見直し計画」を 着実に実施する。	国家公務員の給与構造改革 を踏まえた給与水準の適正 化を図る。	公文書管理法の制定及び移 管基準の改正等により、今 後さらに各府省等からの移 管数の増加が見込まれるこ とから、公文書等の排架状 況を見据えながら、将来の 書庫拡充も視野に入れた資 産の有効活用に努める。
上記措置を講ずる理由	従来より、役職員は国家公 務員としての自覚の下、法 令遵守と業務の効率化に努 めてきたところであるが、 館の機能強化に併せ、その 組織の規模等も考慮した業 務運営体制の整備を図る必 要がある。	契約事務の一層の透明化・ 効率化を図るために必要で あるため。	特定独立行政法人として、 引き続き、一般職の国家公 務員の給与水準に準じたも のとする。	本館・つくば分館の建物及 び土地は、公文書等の保存 のための書庫、展示施設、 閲覧サービス施設、執務用 の事務所等として活用して いるところ。 特に書庫は、歴史的に重 要な公文書等を将来にわたり 保存する施設として、相当 量の受入れに対応できると ともに長期的な使用が必然 となる施設であるため。

法人名	独立行政法人国立公文書館	府省名	内閣府
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入	
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	引き続き、公文書等のうちから視覚的に興味を引きそうな絵図や文書など魅力あるものを選定し、「絵はがき」等に加工し、販売するなど自己収入増大のための努力をする。	平成21年中に、広報業務における民間競争入札の導入の可能性について検討し、監理委員会と連携しつつ、結論を得る。	
上記措置を講ずる理由	国民共通の財産である歴史資料として重要な公文書等を適切に保存し、一般の利用に供し、後世に伝えていくという当館の事務・事業の性格上、自己収入を大きく見込むことは困難であるが、その中でも可能な限りの努力を行う必要があると考えるため。	公共サービス改革基本方針に基づき、実施する必要があるため。	

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況

内閣府所管(1法人)			
整理番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）
1	国立公文書館 (16)	● 移管対象範囲の明確化など移管手続の改善に資する調査研究を実施	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度の移管手続において、従来の移管実績の調査・分析を行うとともに、問題点を抽出・整理し、次年度以降における運用、手續等の改善方策への検討を行った。平成 21 年度は、新規採用した公文書専門員により各府省庁等の組織分析および過去の移管実績のより詳細な調査・研究を実施しているところである。 ・これらの調査・分析の結果は、移管基準の改正（平成 17 年度）等に反映され、移管文書数は増加傾向にある。 さらに、これら調査・分析の結果は、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）の企画立案の際にも活用・反映され、本法を通じて、移管手続の大幅な改善が実現することとなった。
		● 管理・保存に係る費用の節減目標設定・効率化	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費総額について、中期目標の最終年度（平成 21 年度）に前期中期目標の最終年度に対して、7 %以上削減する目標については、平成 16 年度の既定経費総額 1,571 百万円に対して、平成 20 年度は、1,436 百万円であり、8.6% の減となっている。中期目標の達成に向け、21 年度においても既定経費の削減に取り組む。

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	文部科学省・経済産業省			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)			
日本原子力研究開発機構	<p>エネルギーの安定供給と地球環境問題の同時解決を目指した原子力システムの研究開発</p> <p>【事業の維持・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2010年の評価を踏まえて高速増殖炉サイクル技術の研究開発を実施し、「もんじゅ」の本格運転による実績の蓄積を行う。 ・高レベル放射性廃棄物の処理・処分技術を着実に実施し、国民への理解促進を強化する。 ・ITER計画及びBA活動を着実に実施する。 ・軽水炉再処理技術開発の民間移転を着実に実施し、技術の高度化支援を強化する。 <p>[機構の行う研究開発は、実証・実用段階に達したものには民間主体に移転しているところであり、これまでの軽水炉再処理開発技術については、平成27年度末までに民間に移転する。]</p> <p>【施設の廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業に係る施設等のうち、研究が終了又は中止したものについて廃止措置に移行する。 <p>[「ふげん」、「自由電子レーザー(FEL)」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成20年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。]</p>	<p>【組織体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎・基盤研究部門とプロジェクト研究開発部門との連携等、組織間の連携・融合の強化を図り、研究成果の有効利用と民間移転を強化する。 <p>運営管理部門と事業推進部門の合理化を図り、経営のリーダーシップを強化する。</p>	<p>【営業運営体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> e-ラーニングやチェックシート作成による許認可の確認等を継続する。 引き続き、職員を対象とした研修会、PDCAサイクル、客観的評価、ISOの積極的取得及び品質保証活動等について、全拠点の品質保証活動に展開する。 <p>【コンプライアンス・内部統制について】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの取組を再考し、効果を上げていない取組を見直すとともに独自の取組を開始して、機構のコンプライアンス・内部統制向上に向けた姿勢をより鮮明にする。具体的には、各拠点におけるチェックシート作成による許認可の確認を行うとともに、引き続きPDCAサイクルの実施、客観的評価の実施、ISOの積極的取得、品質保証活動等の取組を進め、一層の強化を図る。】 <p>【随意契約の見直し】</p> <p>核物質防護等の制約のあるもの以外について、内部規定に基づく一般競争入札の導入を促進する。</p> <p>【給与水準の適正化】</p> <p>類似の業務を営む民間企業との水準を注視しつつ、事務・技術職員の給与水準の適正化を検討する。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>業務遂行上、真に必要なものを除いて廃止・売却を実施する。</p>	<p>【使用されていない宿舎、宿舎跡地については、平成19年度末までに売却等方針を決定する。また、昭和30年代に建設され老朽化した宿舎及び入居率が低調な宿舎、「那珂核融合研究所の未利用地(西地区)」については、平成20年度末までに売却等方針を決定する。】</p> <p>[青山、下北、櫛川、土岐等分室については、利用実績等を勘査し、平成20年度中に廃止・売却を含め、その在り方について検討を行ふ。]</p>
量子ビームの利用のための研究開発	<p>【運営の効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大強度陽子加速器施設(J-PARC)の陽子ビーム出力の向上等を実施するとともに、施設の運営に当たっては、類似する委託業務の一括契約等を図り、経費の圧縮等運営の効率化を図る。 <p>[大強度陽子加速器施設(J-PARC)については、平成19年度末を目途に経費の圧縮等運営の効率化の方向性について結論を得る。]</p>			
原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散に関する政策に貢献するための活動	<p>【事業の維持・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子力の重点安全研究計画(第2期)」等に基づく安全研究を継続する。 ・核不拡散、保障措置等の技術開発の継続。 <p>【施設の廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業に係る施設等のうち、研究が終了又は中止したものについて廃止措置に移行する。 <p>[「ふげん」、「自由電子レーザー(FEL)」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成20年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。]</p>			

自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理・処分に係る技術開発	<p>【事業の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設の廃止及び放射性廃棄物の処理・処分の技術開発について強化する。 <p>【法改正に伴う新規業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低レベル放射性廃棄物の埋設処分について、国の定めた方針に基づいて実施する。 <p>【施設の廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業に係る施設等のうち、研究が終了又は中止したものについて廃止措置に移行する。 <p>〔「ふげん」、「自由電子レーザー(FEL)」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成20年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。〕</p>	<p>【自己収入の増大】</p> <p>国等の大型公募事業の継続を前提に、次期中期目標期間の自己収入額882億円を目指す。</p> <p>〔共同研究資金の獲得、競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入、売電収入等のその他収入についてそれぞれ定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図る。〕</p> <p>展示施設の利用率向上、支出抑制等を引き続き着実に実施する。</p> <p>〔展示施設については、地域住民の理解と信頼の醸成を効果的に実施するため、平成19年度末までに数値目標等を盛り込んだアクションプランを策定し、展示施設の利用効率等の向上を図るとともに、有料化の是非について検討する。〕</p>
原子力の研究、開発及び利用に係る共通的科学技術基盤の高度化	<p>【事業の維持・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力の基礎・基盤技術として、核工学・炉工学の研究及び環境・放射線工学の研究等を持続的に実施し、核データの整備や安全解析ソフトの整備等を図り、我が国の原子力研究開発の維持・強化を行う。 <p>【施設の廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業に係る施設等のうち、研究が終了又は中止したものについて廃止措置に移行する。 <p>〔「ふげん」、「自由電子レーザー(FEL)」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成20年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。〕</p>	
産学官との連携の強化と社会からの要請に対応するための活動	<p>【事務・事業の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示施設について、利用率の向上、一部機能の見直し、支出の抑制、一部施設の有料化等、平成19年度末に示したアクションプランを引き続き着実に実施する。 <p>〔展示施設については、地域住民の理解と信頼の醸成を効果的に実施するため、平成19年度末までに数値目標等を盛り込んだアクションプランを策定し、展示施設の利用効率等の向上を図るとともに、有料化の是非について検討する。〕</p> <p>【事業の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の産学官の原子力人材育成ニーズ及びアジア地域の原子力人材育成ニーズに対応し、原子力分野の人材育成及び国際協力を強化する。 	

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構			府省名	文部科学省・経済産業省		
沿革	昭和 31. 6 日本原子力研究所 → 昭和 60. 3 日本原子力船研究開発事業団を統合 昭和 31. 8 原子燃料公社 → 昭和 42. 10 動力炉・核燃料開発事業団 → 平成 10. 10 核燃料サイクル開発機構 → 平成 17. 10 独立行政法人日本原子力研究開発機構						
中期目標期間	第1期：平成17年10月～22年3月 第2期：平成22年度～26年度						
役員数及び職員数 (平成21年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数（うち、監事の人数） 法定数 常勤の実員数 非常勤の実員数 11人（2人） 11人（2人） 0人（0人）			職員の実員数 4,683人			
年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(要)	
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計 特別会計 計 うち運営費交付金 うち施設整備費等補助金 うちその他の補助金等	32,892 50,365 83,257 76,747 6,350 160	81,385 108,805 190,190 161,838 26,588 1,764	80,202 109,596 189,798 163,224 23,431 3,142	75,754 110,442 186,196 168,696 12,827 4,672	73,741 111,077 184,818 169,112 9,037 6,669	75,320 111,077 186,397 172,351 6,464 7,582
支出予算額の推移 (単位:百万円)	94,831	200,394	206,031	195,448	192,745	194,348	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位:百万円)	1,515	4,824	2,895	2,613			
発生要因	平成17年度下期の原子力2法人統合の際に承継した借入金の返済に充当している自己収入の計上等(利益要因)と承継流動資産の費用化等(損失要因)との差額であり、現金の伴わない見かけ上の利益剰余金として計上したもの。						
見直し案	利益剰余金については会計上の仕組みで発生している現金を伴わない見かけ上のものであるため、現在の会計基準では、その発生は避けられないものである。						
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	7,420	13,445	20,329	19,222			
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	114,314	252,966	217,783	230,394	(見込み) 199,239	(見込み) 199,239	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	引き続き事業の重点化等を図るとともに、事業の効率化を目指し、行政サービス実施コスト施設等の廃止措置に当たっては、運用時に必要となる維持管理費等の削減が見込まれるが、放射性物質による汚染の除去及び廃止により発生する放射						

	<p>性廃棄物の処理・処分のコストが発生する。その状況は施設毎に異なり、詳細な調査と規制当局による許認可を必要とするため、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。</p>
<p>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 20 年度実績)</p>	<p>【業務運営の効率化に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費（公租公課を除く）について、中期目標期間で 15% 削減という中期目標に対して、平成 20 年度で対平成 16 年度比約 22.8% 削減を達成。 ・その他の事業費について、毎年 1% 以上削減という中期目標に対して、平成 20 年度（J-PARC 運転維持費等の新規・拡充事業及び外部資金のうち廃棄物処理処分負担金で実施した事業費を除く）で対平成 16 年度比約 14.2% 削減を達成。 ・職員（任期の定めのない者）について、中期目標期間中に 489 名削減（対平成 16 年度末）という中期計画に対して、平成 20 年度末までに 367 人削減を達成。 ・人件費の削減について、職員（任期の定めのない者）の合理化を中心に取組み、対平成 17 年度比 4% 削減という中期計画に対して、平成 20 年度末で約 5.7% 削減を達成。 ・事務・技術職員の給与水準抑制について、対国家公務員年齢勘案指数 119 以下という中期計画に対して、平成 20 年度は 118.4 となった。 <p>【財務内容の改善に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己収入の確保について、競争的資金の中期目標期間 5 年間の平均値を対平成 16 年度比 30% 増加という中期計画に対し、平成 20 年度だけで対平成 16 年度比約 8.5 倍（約 750% 増）を獲得。 ・固定的経費の節減について、施設（中期目標期間中に新たに稼動を開始する施設を除く）の維持管理費の対前年度 1% 以上削減（中期目標期間中の平均）という中期計画に対し、平成 20 年度はもんじゅ、J-PARC、幌延地上施設、低放射性廃棄物処理技術開発施設を除く施設で対平成 19 年度比約 8.2% 削減を達成。 ・随意契約の削減について、中期目標期間における随意契約による調達件数の割合及び契約総額の割合の平均値をそれぞれ 50% 以下及び 60% 以下に減少させるという中期計画に対して、平成 20 年度はそれぞれ 25% 及び 29% に削減を達成。 ・関連会社への随意契約の削減について、中期目標期間における関連会社への随意契約による調達件数の割合及び契約総額の割合の平均値をそれぞれ 40% 以下及び 60% 以下に減少させるという中期計画に対して、平成 20 年度はそれぞれ 8% 及び 11% に削減を達成。 <p>【国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉心プラズマ研究開発における、「高い圧力のプラズマを定常的に維持する研究開発を進める」という中期目標に対して、JT-60において長時間運転を可能とする高圧プラズマ状態の 5 秒間維持という世界記録を達成。 ・大強度陽子加速器（J-PARC）について、100kW の陽子ビーム出力を達成するという中期目標に対して、平成 20 年 12 月にビーム出力 116kW × 40 分の運転に成功し、中期目標を早期達成。 ・原子力の研究、開発及び利用に係る共通的科学技術基盤の高度化における、「新たな原子力利用技術を創出するため、

	<p>材料工学の分野において基礎的研究を実施する」という中期目標に対し、超高純度ステンレス合金の大規模製造技術を開発する等、新たな産業技術の創出に貢献。</p> <ul style="list-style-type: none">・産学官の連携による研究開発の推進における、「産業界の意見を機構の業務運営に適切に反映するための仕組みを構築し、そのニーズを適切に把握し、適切な運営に努める」という中期目標に対し、産業界等の協力の下に運営している「原子力エネルギー基盤連携センター」を中心とした連携協力により、高耐食性材料の開発など産業振興に繋がる成果を得た。・セグメント情報の充実など、財務情報の作成・公開を通して、法人の財務内容等の一層の透明性の確保を図った。
--	---

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		府省名	文部科学省・経済産業省
事務及び事業名	エネルギーの安定供給と地球環境問題の同時解決を目指した原子力システムの研究開発			
事務及び事業の概要	<p>エネルギーの安定供給と地球環境問題の同時解決を目指し、原子力システムに関する以下の研究開発を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高速増殖炉サイクルの確立に向けた研究開発 (2) 高レベル放射性廃棄物の処理・処分技術に関する研究開発 (3) 原子力システムの新たな可能性を切り開くための研究開発 (4) 民間事業者の原子力事業を支援するための研究開発 			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	1,031 億円 (△2 億円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	1,074 億円 (△2 億円)
事務及び事業に係る職員数 (平成 21 年 1 月 1 日現在)	2,284 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>①高速増殖炉サイクルの確立に向けた研究開発について、2010 年に実施する評価を踏まえて適切に開発計画を見直す等、状況変化に適切に対応しつつ、高速増殖炉サイクル研究開発の中核機関として研究開発を着実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉：実証炉の建設を念頭に、民間事業者と共に適切な体制を構築し、民間事業者への技術移転を適切に実施。 ・燃料製造：実証炉燃料製造に向けて合理的な推進方策を検討。 ・再処理技術：「軽水炉から高速増殖炉への移行期」を念頭に置きつつ、研究開発を推進。 <p>なお、高速増殖原型炉「もんじゅ」については、性能試験を完了して本格運転を開始し、「運転経験を通じたナトリウム取扱技術の確立」及び「発電プラントとしての信頼性の実証」という所期の目的を達成するために、原子炉の運転及び設備管理の実績を積み重ねていく。</p> <p>②高レベル放射性廃棄物の処理・処分技術に関する研究開発について、原子力発電環境整備機構の処分事業と国が行う安全規制へ有効に活用されるべく、高レベル放射性廃棄物の処分技術に関する研究開発を着実に実施するとともに、原子力発電環境整備機構への技術移転を適切に実施する。また、国民との相互理解促進への貢献を強化する。</p> <p>③原子力システムの新たな可能性を切り開くための研究開発について、国際協定に基づく ITER 機構への貢献を強化し、ITER 計画及び BA 活動を着実かつ効率的に実施するとともに、大学等の研究者との共同企画・共同研究を行うことにより、核融合研究者・技術者の人材育成を適切に実施する。</p>			
※ [] 内は整理合理化計画の該当箇所の記述				

	<p>④民間事業者の原子力事業を支援するための研究開発について、これまでの軽水炉再処理技術開発（平成 17 年度末の役務再処理終了までの技術開発成果）については、平成 27 年度末までに民間に移転し、高レベル放射性廃液のガラス固化処理技術に関する当面の課題と技術の高度化についての支援を強化するとともに、民間事業者との調整を踏まえ、高燃焼度燃料再処理試験に着手する。[機構の行う研究開発は、実証・実用段階に達したものは民間主体に移転しているところであり、これまでの軽水炉再処理開発技術については、平成 27 年度末までに民間に移転する。]</p> <p>⑤本事業に係る施設等のうち、研究が終了又は中止したものについて廃止措置に移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウラン濃縮研究棟（H24） ・東濃鉱山（H22） ・ナトリウムループ施設（H23） ・B 棟（H25） ・FP 利用実験棟（RI 利用開発棟）（H22） <p>[「ふげん」、「自由電子レーザー（FEL）」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成 20 年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。]</p>
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	施設等の廃止措置に当たっては、運用時に必要となる維持管理費等の削減が見込まれるが、放射性物質による汚染の除去及び廃止により発生する放射性廃棄物の処理・処分のコストが発生する。その状況は施設毎に異なり、詳細な調査と規制当局による許認可を必要とするため、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。
上記措置を講ずる理由	<p>①エネルギー資源に乏しい我が国においては、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用する核燃料サイクルの確立を国の基本方針としており、原子力政策大綱等に基づき、段階的な評価を実施しつつ、民間事業者への技術移転等を念頭に研究開発を推進することが必要。</p> <p>②高レベル放射性廃棄物の地層処分については、実施主体である原子力発電環境整備機構だけではなく原子力機構においても、適切な役割分担と相互連携の下、技術の信頼性向上及び評価手法の高度化等を図りつつ、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく処分場操業開始のための理解促進活動の強化が必要。</p> <p>③平成 19 年に ITER 協定及び BA 協定が発効し、原子力機構は ITER 計画の国内機関、BA 活動の実施機関として国から指定を受け、これらの国際プロジェクトを着実に実施していく必要がある。また、国内における炉心プラ</p>

ズマ及び核融合工学研究の中核的機関としての役割を果たしていく必要がある。

④軽水炉再処理技術については平成 17 年度で終了し、平成 27 年度末までに民間に技術移転を行うこととなっているが、六ヶ所再処理工場におけるガラス固化技術に関する課題については、工場の本格操業に向けて支援の強化が必要であるとともに、将来必要となる高燃焼度燃料再処理試験の着手に向けた取組が求められている。

⑤研究が終了又は中止した施設等については、除染等の廃止措置のための費用を要するものの、廃止しなかった場合に長期にわたって必要となる安全確保のための維持管理費等を削減することができる。

【廃止又は民営化した場合の問題点】

本事業は、エネルギーの安定供給と地球環境問題という国家レベルの課題解決のため長期にわたり多額の費用を必要とする研究開発であり、原子力基本法第 7 条に規定される我が国唯一の原子力研究開発機関である原子力機構が担うべき事業である。仮に廃止又は民営化した場合、当該事業が実施されなくなり、我が国の将来のエネルギーの安定供給及び地球温暖化対策に大きな問題が発生するおそれがある。

【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】

本事業は原子力機構が担うべき事業であり、本事業を実施できる法人は他に無い。

【他の事業及び事業との統合した場合の問題点】

本事業は、原子力機構が担っている他の事業と類似性のないものであり、仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なう。

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		府省名	文部科学省・経済産業省
事務及び事業名	量子ビームの利用のための研究開発			
事務及び事業の概要	<p>科学技術分野における優れた成果の創出に貢献し、先端的な科学技術分野の発展や産業活動の促進に資するため、量子ビームに関する以下の研究開発を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 多様な量子ビーム施設・設備の戦略的整備とビーム技術開発 (2) 量子ビームを利用した先端的な測定・解析・加工技術の開発 (3) 量子ビームの実用段階での本格利用を目指した研究開発 			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	211 億円 (1 億円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	215 億円 (1 億円)
事務及び事業に係る職員数 <small>平成21年1月1日現在</small>	673 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 <small>(又は見直しの方向性)</small>	<p>大強度陽子加速器施設 (J-PARC) について、第 1 期計画における本格施設整備の完了を受けて、「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」等に基づき施設の供用運転を実施するとともに、更なる施設の高度化を図るため陽子ビーム出力の向上を実施する。施設の運営に当たっては、類似する委託業務の一括契約等を更に進め、<u>経費の圧縮等運営の効率化を図る</u>。【大強度陽子加速器施設 (J-PARC) については、平成 19 年度末を目途に経費の圧縮等運営の効率化の方向性について結論を得る。】</p>			
※ [] 内は整理合理化計画の該当箇所の記述				
行政サービス実施コストに与える影響 <small>(改善に資する事項)</small>	<p>建設段階から運転段階に移行することにより、当該事業に係るコストは減少することになるが、運転等に係る経費については、現在が移行段階であり、また、施設内の機器毎に異なっており、詳細な検討を必要とすることから、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すことは困難である。</p>			
上記措置を講ずる理由	<p>J-PARC は平成 20 年度で I 期計画による施設整備が終了した。今後は建設段階から運用段階に移行し、平成 21 年度から供用運転が本格化することになる。</p> <p>従来、中性子、荷電粒子・放射性同位元素等の量子ビームテクノロジーにより、ライフサイエンスやナノテクノロジー等の様々な分野で先端的な技術が開発され、産業活動の促進に寄与してきた。J-PARC は世界最高性能のパルス中性子を利用して先端科学的研究を行うための中性子実験装置等を有しており、物質科学、生命科学等、基礎科学から産業応用までの幅広い分野での成果が期待されている。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】</p> <p>当該事業は、上記の成果創出への期待を踏まえて、我が国の研究基盤の強化を図るものであり、科学技術の発展</p>			

と我が国の産業活動の振興の観点から国が措置すべき事業であり、民間に当該事業の大規模な施設を管理・維持運営し、さらには高度な研究開発活動をも実施する組織が存在しないことから、民営化は困難である。

また、当該事業を実施する上では、原子力についての先端的な知見が必須であるとともに、原子力についての安全の確保が大前提であり、大規模な設備を維持・管理する能力が必要とされることから、原子力基本法第7条に規定される我が国唯一の原子力研究開発機関であり、長年にわたって大規模な原子力施設を維持・管理してきた原子力機構において引き続き担うべき事業である。

【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】

量子ビームを分析・解析手段として扱う法人等は存在しているが、社会ニーズの変化に対応して、これまでになくより高性能な量子ビームの開発や、こうした量子ビームを発生させる大規模かつ高出力の施設を放射線防護の観点等から安全に運用・維持管理し、我が国の科学技術の発展、産業活動の促進を図っていくためには、原子力に関する高度な知見を有し、研究開発や施設の運用・維持管理の実績がある原子力機構が必要不可欠であり、本事業を実施できる法人は他に無い。

【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】

本事業は、原子力機構が担っている他の事業と類似性のないものであり、仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なう。

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		府省名	文部科学省・経済産業省
事務及び事業名	原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散に関する政策に貢献するための活動			
事務及び事業の概要	<p>原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散に関する政策に貢献するため、以下の活動を実施している。</p> <p>(1) 安全研究とその成果の活用による原子力安全規制行政に対する技術的支援 (2) 原子力防災等に対する技術的支援 (3) 核不拡散政策に関する支援活動</p>			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	50 億円 (△1 億円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	50 億円 (△2 億円)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	284 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>①「原子力の重点安全研究計画（第 2 期）」等に基づいて、原子力安全に係る科学技術的基盤となる安全研究を実施し、安全規制の科学的合理性の向上等を図る。</p> <p>②核不拡散に関する国際貢献等を引き続き実施するとともに、核燃料サイクル技術に係る核不拡散等の技術開発を実施する。</p> <p>③本事業に係る施設等のうち、<u>研究が終了又は中止したものについて廃止措置に移行する。</u> ・保障措置技術開発試験室施設 (SGL) (H24) [「ふげん」、「自由電子レーザー (FEL)」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成 20 年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。]</p>			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	施設等の廃止措置に当たっては、運用時に必要となる維持管理費等の削減が見込まれるが、放射性物質による汚染の除去及び廃止により発生する放射性廃棄物の処理・処分のコストが発生する。その状況は施設毎に異なり、詳細な調査と規制当局による許認可を必要とするため、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。			
上記措置を講ずる理由	<p>①平成 21 年 8 月に第 2 期の原子力の重点安全研究計画が原子力安全委員会により策定されたことを踏まえ、我が国唯一の原子力研究開発機関として必要な研究開発を実施する必要がある。</p> <p>②核不拡散については、国際原子力機関を中心とした国際協力が必要不可欠であり、六ヶ所再処理工場の本格操業を見据えた技術開発の実施が必要である。</p>			

③研究が終了又は中止した施設等については、除染等の廃止措置のための費用を要するものの、廃止しなかった場合に長期にわたって必要となる安全確保のための維持管理費等を削減することができる。

【廃止又は民営化した場合の問題点】

多数の原子力施設が存在している我が国においては、その安全管理と緊急事態に関する研究開発については、国が責任を持って行うべきものであり、核不拡散については国際社会の一員として義務を果たすべきものである。また、原子力の利用に当たっては、原子力事業者自らが安全を確保することが大前提であり、それに係る業務を廃止又は他者に委任することはできない。したがって、本事業については、廃止することはできず、原子力基本法第7条に規定される我が国唯一の原子力研究開発機関である原子力機構が担うべき事業である。

【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】

本事業は、安全研究及び核不拡散研究に不可欠な施設・設備を有し、原子力に関する研究開発を行っている原子力機構が実施することが最も効率的である。

【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】

本事業は、原子力機構が担っている他の事業と類似性のないものであり、仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なう。

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		府省名	文部科学省・経済産業省
事務及び事業名	自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理・処分に係る技術開発			
事務及び事業の概要	<p>原子力機構の原子力施設の廃止措置、放射性廃棄物処理処分を進めるとともに、合理的な廃止措置や放射性廃棄物の処理・処分に資するため、以下の技術開発を実施している。</p> <p>(1) 原子力施設の廃止措置に必要な技術開発 (2) 放射性廃棄物の処理・処分に必要な技術開発</p>			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	280 億円 (4 億円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	308 億円 (5 億円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成21年1月1日現在)</small>	622 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>①原子力施設の廃止措置及び発生した放射性廃棄物の処理・処分に当たっては、安全を確保することはもとより、計画的かつ効率的に進めることが必要であり、自らの経験に基づいた合理的な廃止措置及び処理・処分の技術開発を実施する。</p> <p>②低レベル放射性廃棄物の埋設処分について、国が定めた方針に基づき、事業の透明性及び信頼性を確保するとともに、経済性に配慮した合理的な埋設処分業務を国と一体となり、関係機関の協力を得つつ実施する。</p> <p>③本事業に係る施設等のうち、<u>研究が終了又は中止したものについて廃止措置に移行する。</u> ・液体処理場 (H22) [「ふげん」、「自由電子レーザー (FEL)」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成 20 年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。]</p>			
※ [] 内は整理合理化計画の該当箇所の記述				
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	施設等の廃止措置に当たっては、運用時に必要となる維持管理費等の削減が見込まれるが、放射性物質による汚染の除去及び廃止により発生する放射性廃棄物の処理・処分のコストが発生する。その状況は施設毎に異なり、詳細な調査と規制当局による許認可を必要とするため、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。			

	<p>①原子力施設の廃止措置事例は少なく、放射性物質に汚染された機器の解体方法等について、確立された技術は極めて少なく、現在廃止措置に着手している施設における経験から知見等を蓄積し、必要な技術開発を行う必要がある。</p> <p>②独立行政法人日本原子力研究開発機構法が改正され（平成 20 年 9 月 1 日施行）、同法第 18 条第 1 項の規定に基づき、国として定める「埋設処分業務の実施に関する基本方針」が平成 20 年 12 月に決定されたことを踏まえ、埋設処分事業を適切に実施する必要がある。</p> <p>③研究が終了又は中止した施設等については、除染等の廃止措置のための費用を要するものの、廃止しなかった場合に長期にわたって必要となる安全確保のための維持管理費等を削減することができる。</p> <p>上記措置を講ずる理由</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】 原子力施設の廃止措置については、法令等に基づき、安全確保を大前提に、設置者の責任において進めるべきものである。また、その実施事例は少なく、未だ技術が確立されてはいない。したがって、本事業は、多数の原子力施設を保有し、原子力基本法第 7 条に規定される我が国唯一の原子力研究開発機関である原子力機構が担うべき事業である。放射性廃棄物については、発生者責任の原則に則り、原子力事業者自らが行うべきことであることから、本事業を廃止又は民営化することはできない。</p> <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 上記の通り、本事業を他法人等へ移管・一体的実施することはできない。</p> <p>【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 本事業は、原子力機構が担っている他の事業と類似性のないものである。仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なうことになる。</p>
--	--

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構			府省名	文部科学省・経済産業省
事務及び事業名	原子力の研究、開発及び利用に係る共通的科学技術基盤の高度化				
事務及び事業の概要	<p>原子力の研究、開発及び利用に係る共通的科学技術基盤の高度化のため、以下の研究開発を実施している。</p> <p>(1) 原子力基礎工学 (2) 先端基礎研究</p>				
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	125 億円 (25 億円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	126 億円 (26 億円)	
事務及び事業に係る職員数 (平成 21 年 1 月 1 日現在)	486 人				
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>①原子力の基礎・基盤技術として、核工学・炉工学の研究及び環境・放射線工学の研究等を持続的に実施し、核データの整備や安全解析ソフトの整備等の充実を図り、我が国の原子力研究開発の維持・強化を行う。</p> <p>②本事業に係る施設等のうち、研究が終了又は中止したものについて廃止措置に移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モックアップ試験室建家 (H22) 〔「ふげん」、「自由電子レーザー (FEL)」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成 20 年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。〕 				
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	施設等の廃止措置に当たっては、運用時に必要となる維持管理費等の削減が見込まれるが、放射性物質による汚染の除去及び廃止により発生する放射性廃棄物の処理・処分のコストが発生する。その状況は施設毎に異なり、詳細な調査と規制当局による許認可を必要とするため、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。				
上記措置を講ずる理由	<p>①平成 20 年 7 月に原子力委員会が策定した「地球温暖化対策に貢献する原子力の革新的技術ロードマップ」、平成 21 年 6 月に原子力安全委員会が策定した「原子力の重点安全研究計画（第 2 期）」等に基づき、我が国の原子力研究開発の維持・強化を行う必要がある。</p> <p>②研究が終了又は中止した施設等については、除染等の廃止措置のための費用を要するものの、廃止しなかった場合に長期にわたって必要となる安全確保のための維持管理費等を削減することができる。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】 本事業は、高速増殖炉サイクル実用化研究開発や高レベル放射性廃棄物の処理・処分技術に関する研究開発、安</p>				

全研究等の基盤となるものであり、本事業を廃止することは基盤技術の発展を阻害するばかりでなく、プロジェクト研究や様々な工学研究の発展に支障をきたすことになりかねないため、廃止することはできない。

【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】

本事業は機構が推進しているプロジェクトの横断的な基盤となる研究開発であり、各プロジェクトのいずれか一つと統合したとしても、他のプロジェクトとの連携に支障をきたす恐れがある。なお、本事業は各プロジェクトで密接な連携の下で行っている。

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		府省名	文部科学省・経済産業省
事務及び事業名	産学官との連携の強化と社会からの要請に対応するための活動			
		産学官との連携の強化と社会からの要請に対応するため、以下の活動を実施している。		
		(1) 研究開発成果の普及とその活用の促進 (2) 施設・設備の外部利用の促進 (3) 特定先端大型研究施設の共用の促進 (4) 原子力分野の人材育成 (5) 原子力に関する情報の収集、分析及び提供 (6) 産学官の連携による研究開発の推進 (7) 國際協力の推進 (8) 立地地域の産業界等との技術協力 (9) 社会や立地地域の信頼の確保に向けた取り組み (10) 情報公開及び広聴・広報活動		
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	168 億円 (△11 億円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	170 億円 (△11 億円)
事務及び事業に係る職員数 (平成 21 年 1 月 1 日現在)	334 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>①展示施設について、利用率の向上、一部機能の見直し、支出の抑制、一部施設の有料化等、平成 19 年度末に示したアクションプランを引き続き着実に実施する。[展示施設については、地域住民の理解と信頼の醸成を効果的に実施するため、平成 19 年度末までに数値目標等を盛り込んだアクションプランを策定し、展示施設の利用効率等の向上を図るとともに、有料化の是非について検討する。]</p> <p>②国内の産学官の原子力人材育成ニーズ及びアジア地域の原子力人材育成ニーズに対応し、原子力分野の人材育成及び国際協力を強化する。</p>			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	展示施設について、平成 21 年度に各施設の経費の削減を平成 20 年度比 1% 減（約 7 百万）を目標として取り組んでいるところであり、来年度以降については、本年度の状況を踏まえて検討することとなる。			

上記措置を講ずる理由

- ①原子力の研究、開発及び利用の推進に当たっては、十分な情報公開と、原子力施設の周辺住民の理解が不可欠であることから、立地地域の展示施設において理解促進活動を実施することが必要不可欠であるが、費用対効果を考慮した見直しが必要である。
- ②アジア諸国において、原子力発電導入・拡大計画を検討、策定する国が増加しており、これらに対し、原子力協力に関する文書の締結等により、技術支援や安全規制に係る制度整備等の協力を強化する必要がある。
- ・カザフスタン：2017年運転開始予定、2007年4月協力文書締結
 - ・インドネシア：2016～2017年運転開始予定、2007年11月協力文書締結
 - ・ベトナム：2020年運転開始予定、2008年5月協力文書締結
 - ・タイ：2020年運転開始予定、協力文書交渉中
- 等

【廃止又は民営化した場合の問題点】

原子力機構は、原子力二法人統合以前より長年にわたって様々な知見を蓄積してきている。本事業はこれらについて社会からの要請に対応するため、産学官連携により技術の実用化に向けた取組や人材育成等を行うものである。長年の研究開発投資による研究成果の還元及び技術の継承は機構の責務であり、これを廃止することはできず、他者が代わって実施することもできない。国際協力についても同様に、廃止や民営化すべきものではない。また、情報公開及び広報・広聴活動は原子力事業者が責任を持って行うものである。

【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】

本事業は、原子力事業者自身が実施すべきものであり、他法人等への移管・一体的実施には馴染まない。

【他の事業及び事業との統合した場合の問題点】

本事業は、原子力機構が担っている他の事業と類似性のないものであり、仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なうだけで統合する意味は無い。

III. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		府省名	文部科学省・経済産業省
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) ※〔 〕内は整理合理化計画の該当箇所の記述	該当なし。	該当なし。	基礎・基盤研究部門とプロジェクト研究開発部門との連携等、組織間の連携・融合の強化を図り、研究成果の有効利用と民間移転を強化する。また、運営管理部門と事業推進部門の合理化を図り、経営のリーダーシップを強化する。	該当なし。
上記措置を講ずる理由			部門間の知識の連携・融合を強化することにより、グッドプラクティスの共有、法令遵守体制の強化等により、効率的な研究開発が必要。また、経営管理体制の強化により、安全管理、核物質管理及び品質保証活動の継続的な強化が必要。	

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		府省名	文部科学省・経済産業省
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	<p>①e-ラーニングやチェックシート作成による許認可の確認等を継続する。</p> <p>②引き続き、職員を対象とした研修会、PDCAサイクル、客観的評価、ISOの積極的取得及び品質保証活動等について、全拠点の品質保証活動に展開する。</p> <p>[コンプライアンス・内部統制については、これまでの取組を再考し、効果を上げていない取組を見直すとともに独自の取組を開始して、機構のコンプライアンス・内部統制向上に向けた姿勢をより鮮明にする。具体的には、各拠点におけるチェックシート作成による許認可の確認を行うとともに、引き続きPDCAサイクルの実施、客観的評価の実施、ISOの積極的取得、品質保証活動等の取組を進め、一層の強化を図る。]</p>	<p>随意契約については、核物質防護等の制約のあるもの以外について、内部規定に基づく一般競争入札の導入を促進する。</p>	<p>類似の業務を営む民間企業との水準を注視しつつ、事務・技術職員の給与水準の適正化を検討する。</p>	<p>①使用されていない宿舎・宿舎跡地について、売却手続きを進める。</p> <p>②那珂核融合研究所の未利用地（西地区）について、平成26年度頃に売却等手続きを行う。 〔使用されていない宿舎、宿舎跡地については、平成19年度末までに売却等方針を決定する。また、昭和30年代に建設され老朽化した宿舎及び入居率が低調な宿舎、「那珂核融合研究所の未利用地（西地区）」については、平成20年度末までに売却等方針を決定する。〕</p> <p>③各地区の宿舎の入居率の目標85%以上を目指す。</p> <p>④分室について、上斎原分室の廃止、櫛川分室、土岐分室及び下北分室の宿舎への転用を行う。 〔青山、下北、櫛川、土岐等分室については、利用実績等を勘案し、平成20年度中に廃止・売却を含め、そ</p>

				の在り方について検討を行う。】
上記措置を講ずる理由	整理合理化計画に基づき、当該措置を実施する。	原子力分野については、核物質防護等の観点から、一部の業務については専門の知識や許認可等を取得した事業者でないと対応できないものがある。そういう業務を除き、可能な限り一般競争入札の導入が可能な方法を採用し、随意契約の見直しを図る。	類似の業務を営む民間企業の給与水準と比較すれば、ラスパイレス指数は低いものの、職員の平均年齢が高いことから、国家公務員に対するラスパイレス指数が高く、国民の理解を得られるラスパイレス指数の水準にする必要がある。	整理合理化計画に基づき、平成20年3月に方針を決定したもの。分室については、弁護士及び公認会計士等の外部委員の意見を踏まえて決定している。

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		府省名	文部科学省・経済産業省
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入	一般管理費の削減	
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	<p>国等による大型公募事業の継続を前提とした上で、 <u>①平成 26 年度の自己収入額（売電収入を除く）を平成 20 年度実績額の 3% 増。</u> <u>②平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年間の自己収入額として合計 882 億円。</u> <u>を目指す。</u> <u>また、「もんじゅ」の売電収入を性能試験から第 1 サイクルまで 30 億円とするが、性能試験及び本格運転の計画が明確になった時点で目標を見直す。</u> <u>[共同研究資金の獲得、競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入、売電収入等のその他収入についてそれぞれ定量的な目標を平成 20 年度中に策定し、経営の効率化を図る。]</u> <u>③展示施設の利用率向上、支出抑制等を引き続き着実に実施する。</u> <u>[展示施設については、地域住民の理解と信頼の醸成を効果的に実施するため、平</u></p>	<p>「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」において、原子炉設置者等は原子炉施設の保全、原子炉の運転、核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄について、保安のために必要な措置を講じなければならないとされており（第 35 条：保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）、原子力機構が許可を受けた原子力施設の運転・保守、特定核燃料物質の防護については自らがその責を有するため、官民競争入札の導入は難しいと考える。</p>	<p>行政改革推進法等に基づき、引き続き一般管理費の削減に取り組む。</p>	

	成 19 年度末までに数値目標等を盛り込んだアクションプランを策定し、展示施設の利用効率等の向上を図るとともに、有料化の是非について検討する。】			
上記措置を講ずる理由	整理合理化計画に基づき、当該措置を実施する。ただし、「もんじゅ」の売電収入については、安全確保を大前提とした設備管理を行うため、計画変更に従って見直しを行うこととする。		行政改革推進法等に基づき、当該措置を実施する。	

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	厚生労働省			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
独立行政法人医薬基盤研究所	基礎的技術研究	<p>画期的な医薬品・医療機器の開発に資するとともに、新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発、難病対策等の国の政策課題の解決と製薬産業等の活性化を図るために、以下に再編する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①次世代ワクチン開発の基盤研究 ②医薬品・医療機器の毒性等評価系構築に向けた幹細胞基盤研究 ③難治性疾患治療等に関する基盤研究 	<p>【法人形態の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①(独) 国立健康・栄養研究所と統合する(平成22年度末までに措置予定)。 <p>②次期中期計画の策定に向けて研究プロジェクト等の現状や課題、業務の必要性等について精査し、検討を行う。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①定年退職者等の後補充において、プロジェクト研究員等を活用するなどの措置をとることにより、人件費の抑制を図る。 	<p>【業務運営体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務の民間委託について、(独) 国立健康・栄養研究所との統合の作業において検討を重ねていく。 <p>②研究費不正防止に関する規程を制定し、基盤研究ホームページにおいて公表した。</p> <p>【随意契約の見直し】</p> <p>随意契約により複数年契約を締結していた案件で入札に移行可能なものについて、平成22年度から一般競争入札に移行する。</p> <p>【給与水準の適正化】</p> <p>当研究所の給与体系は国に準じた体系を適用しているところであり、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、ラスパイレス指數を100に近づける。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>施設使用料の見直し、譲渡価格の見直しを行うなど、外部資金の獲得に向けた取組を更に進めていく。</p>
	生物資源研究	<p>画期的な医薬品・医療機器の開発に資するとともに、新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発、難病対策等の国の政策課題の解決と製薬産業等の活性化を図るために、以下のとおり措置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「遺伝子バンク事業」については、「難治性疾患研究資源バンク」に発展的に組み換える。 ②「霊長類センター」については、新興・再興感染症対策等の推進や難治性疾患の各種病態解明等を推進する。 ③「実験用小動物」、「培養細胞」「薬用植物」については、次世代の臨床医学・創薬研究分野に役立てるための基盤整備を引き続き実施する。 	<p>②(独) 国立健康・栄養研究所と統合することとなっていることから、法人統合に向けた検討の中で監事の在り方について検討する。</p>	
	研究開発振興業務	<ul style="list-style-type: none"> ①基礎研究推進事業については、今後は、「医薬品等開発に当たりリスクが高い研究分野」「医薬品等開発に当たり公的支援の必要な研究分野」に重点化した募集を行う。 ②希少疾病用医薬品開発振興事業については、希少疾病用医薬品や医療機器(オーファンドラッグ等)の研究開発の助成等を国の指定制度に基づき実施しており、引き続き当法人において実施する必要がある。 ③実用化研究支援事業については、平成21年度より新規募集を休止し、既採択案件の指導・助言体制を強化する。 		
	承継事業	承継事業の出資事業については、出資法人について、収益最大化のための指導を行うとともに、期待される収益が管理コストを上回る可能性のない法人については、速やかに解散整理等の措置を講ずる。融資事業については、償還計画に沿った貸付金の回収を着実に実施していく。		

年金積立金管理運用独立行政法人	<p>管理運用法人は、平成18年4月に発足以来、「厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資する」ことを目的とし、適切に年金積立金の管理・運用を行っている。</p> <p>次期中期目標期間においても、これらの目的を果たすため、①長期的に安定した収益の確保や②運用高度化のための基盤の整備及び強化に取り組むとともに、③国民の運用に対する理解を促進すること等に努めることとする。</p> <p><主な事項></p> <ul style="list-style-type: none"> (1)長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本ポートフォリオの見直し ○ リバランスの適切な実施に必要な機能の強化 ○ キャッシュ・アウトに必要な機能の強化 ○ 調査・分析の充実 ○ 運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化 (2)運用高度化のための基盤の整備及び強化 (3)内部統制の一層の強化に向けた体制整備 (4)国民に対する広報活動の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 8月末に提出した「見直し当初案」に加えて、原口総務大臣から指摘のあった以下の事項について、専門家の見解等も踏まえつつ、厚生労働省において検討し、新中期目標に反映できるものは反映することとする。 ○ また、「管理部門の人員の割合が高いのではないか」との分科会における指摘を踏まえ、管理部門の適切な人員配置など、法人全体として、効率的な体制を構築することとする。 a)ポートフォリオの機動的な運用 <ul style="list-style-type: none"> ○ 短期的な市場動向の予測、賃金上昇率の動向を基に、ポートフォリオを随時見直すべき。 b)運用受託機関及び投資先の監視 <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用受託機関の選定・見直しをより頻繁に行うべき。 ○ 委託手数料の水準をより引き下げるべき。 ○ 株主議決権の具体的な行使基準を定めるべき。 c)運用委員会の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ○ ポートフォリオの策定・変更は運用委員会が決定すべき。 ○ 運用委員会の委員の報酬を引き上げるべき。 ○ 運用委員会をより頻繁に開催すべき。 ○ 運用委員会の議事録を公表すべき。 ○ 管理運用法人の役職員に専門的な知見を有する者を積極的に登用すべき。 	<p>【組織体制の整備】</p> <p>(1)専門性の向上や管理運用体制の強化などの前述の「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」を実行するための組織体制についての所要の見直しを行う。</p> <p>(2)引き続き常勤監事等による監査を適切に実施する。</p>	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>運用高度化のための基盤整備及び強化や、内部統制の一層の強化に向けた体制整備、職員の研修棟の適切な実施を通じて、業務運営能力及び専門性の更なる向上や法令遵守及び受託者責任の徹底を図る。</p> <p>人件費を含む一般管理費及び業務経費のあり方については、次期中期目標期間においても、リバランスの適切な実施や、キャッシュ・アウトの確実な実施等に必要な機能の強化といった新たに必要な業務もあることから、金融分野における専門知識を有する人材の確保や適切な業務遂行の観点から、一律の削減目標の設定には慎重な検討が必要。</p> <p>【随意契約の見直し】</p> <p>一般競争入札等を積極的に導入するため、十分な公示期間の確保や仕様書の明瞭化など入札実施要件等の改善を行い、新たな業者の参入促進を図るとともに、入札等事務のマニュアルを作成して増加する事務手続きの統一化・効率化を図ることに加え、OA機器等の賃貸借契約の複数年化について導入する等の取組を進める。</p> <p>【給与水準の適正化】</p> <p>今後の給与水準も含めた人件費の在り方については、次期中期目標期間においても、リバランスの適切な実施や、キャッシュ・アウトの確実な実施等に必要な機能の強化といった新たに必要な業務もあることから、金融分野における専門知識を有する人材の確保や適切な業務遂行の観点から、一律の削減目標の設定には慎重な検討が必要。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>日野宿舎等(2件)については、保有しないことを前提に、宿舎からの退去時期等の所要の調整を行っている。</p>
-----------------	--	---	--

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所			府省名	厚生労働省			
沿革	国立医薬品衛生研究所の一部 国立感染症研究所の一部 (独)医薬品医療機器総合機構の一部			平成 17.4.1 → 独立行政法人医薬基盤研究所創設	平成 22 年度末までに措置予定 → 独立行政法人国立健康・栄養研究所と統合			
中期目標期間	第 1 期：平成 17 年 4 月～平成 22 年 3 月							
役員数及び職員数 <small>(平成 21 年 1 月 1 日現在)</small> <small>※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。</small>	役員数（うち、監事の人数） 法定数 常勤の実員数 非常勤の実員数 4 人（2 人） 1 人（0 人） 3 人（2 人）			職員の実員数 83 人				
年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 ^{要求}		
国からの財政支出額の推移 <small>（単位：百万円）</small>	一般会計 特別会計 計 うち運営費交付金 うち施設整備費等補助金 うちその他の補助金等	11,577 1,000 12,577 11,474 103 1,000	11,643 1,400 13,043 11,443 200 1,400	11,598 1,200 12,798 11,333 264 1,200	11,555 1,200 12,755 11,283 273 1,200	11,414 800 12,214 11,152 262 800	9,988 400 10,388 9,813 175 400	
支出予算額の推移 <small>（単位：百万円）</small>		13,005	13,432	13,346	13,674	12,941		
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 <small>（単位：百万円）</small>		△26,952	△28,413	△29,520	△30,613			
	発生要因	<ul style="list-style-type: none"> 実用化研究支援事業は、財政投融資特別会計から出資金を受け入れ、それを各研究テーマ採択先に委託費として支出しているが、医薬品の研究開発は長期間を要し、研究終了後の研究成果の実用化による製品販売収入等により収益の回収を行うことから、研究開発期間中は研究委託費が損益計算上損失として計上されることになり、繰越欠損金が計上されている。 承継業務の出資事業の繰越欠損金については、旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構が実施していた出資事業により生じたものであり、同機構から事業を引き継いだ医薬品医療機器総合機構を経て承継したものである。出資事業は、旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と民間企業との共同出資により設立された研究開発法人が、医薬品、医療機器に係る研究開発を実施したものであり、研究開発に必要な費用を出資金により賄うため、研究開発の進行に伴い、出資金と欠損金の双方が増加する構造となっていたものである。 						
	見直し案	<ul style="list-style-type: none"> 実用化研究支援事業については、繰越欠損金の増加を抑えるため、平成 21 年度より新規募集を休止することとした。 承継事業については、導出先企業において製品化に向けた開発が進行している存続 2 社については収益最大化のための 						

		指導を行うとともに、解散整理等の措置を講じる必要が生じた場合には速やかに対応していく。					
運営費交付金債務残高（単位：百円）		654	688	806	459		
行政サービス実施コストの推移（単位：百円）		15,687	15,851	14,254	14,129	(見込み) 14,121	(見込み) 14,121
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	実用化研究支援事業に係る新規募集の休止及び継続案件のバイ・ドール委託費の交付の終了による削減：△4億円						
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成20年度実績)	<p>【業務運営の効率化に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究開発振興業務に係る一般管理費（退職手当を除く）については、平成16年度と比べて15%程度の額を節減。 → 20年度終了時で15.8%の節減 ○ その他の業務の運営費交付金に係る一般管理費（退職手当を除く）については、平成17年度と比べて12%程度の額を節減。 → 20年度終了時で9.1%の節減。中期目標終了時（21年度末）で12%程度の節減見込み。 ○ 人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成17年度を基準に中期目標期間中に4%以上の削減。 → 20年度終了時で4.3%の削減。 ○ 研究開発振興業務に係る事業費（競争的資金を除く）については、平成16年度と比べて5%程度の額を節減。 → 20年度終了時で79.2%の節減 ※事業費のうち指定研究に係る経費について、競争的資金に振り替えたため、単純比較はできないもの ○ その他の業務の運営費交付金に係る事業費については、平成17年度と比べて4%程度の額を節減。 → 20年度終了時で32.6%の増。 新規プロジェクトの立ち上げ等による設備整備等のため上回ることとなった。なお、17年度から20年度までの4年間における事業費の合計額は、中期計画の削減率を反映し策定されている同期間の予算の合計額に対して、98.8%と下回っており、着実な経費の節減は行われている。中期目標終了時（21年度末）で4%程度の節減見込み。 <p>【国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成果の普及及びその活用の促進 基盤的研究部及び生物資源研究部の研究成果につき年間60報以上の査読付論文を科学ジャーナル等論文誌に掲載する。 →平成18年度以降毎年達成 平成17年度（41報）、平成18年度（87報）、平成19年度（98報）、平成20年度（127報） 						

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
事務及び事業名	基盤的技術研究			
事務及び事業の概要	<p>画期的な医薬品・医療機器の開発に資する共通的技術の開発を行うことにより、大学や企業等における新たな医薬品・医療機器の開発を目指した研究開発を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 医薬品安全性予測のための毒性学的ゲノム研究 (2) ヒト試料を用いた疾患関連たんぱく質の解析研究 (3) 疾患関連たんぱく質の有効活用のための基盤技術開発 (4) 新世代ワクチン・抗ウイルス剤開発基盤研究 (5) 新世代抗体産生基盤研究 (6) 遺伝子導入技術の開発とその応用 			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	278,320,000 円 (51,545,000 円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	590,555,000 円 (51,545,000 円)
事務及び事業に係る職員数 (平成 21 年 1 月 1 日現在)	18 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>次期中期計画においては、第三期科学技術基本計画(平成 18 年 3 月閣議決定)、長期戦略指針「イノベーション 2.5」(平成 19 年 6 月閣議決定)等を踏まえて策定された「研究開発独立行政法人の在り方について」(平成 19 年 10 月総合科学技術会議有識者議員)において提言されている①安全・安心な社会の実現、②国家の基幹となる技術体系の確立、③産業競争力の強化と次世代を拓く新技術の創造等の「国の政策課題達成のための研究開発」を推進する。</p> <p>具体的には、厚生労働省所管の独立行政法人として、より効率的かつ効果的に画期的な医薬品・医療機器の開発支援に資するよう事業を実施する観点から、新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発、難病対策等の国の政策課題の解決と製薬産業等の活性化を図るために、研究プロジェクトのテーマを関連するものごとに再編し、①次世代ワクチン開発の基盤研究、②医薬品、医療機器等の毒性等評価系構築に向けた幹細胞基盤研究、③難治性疾患治療等に関する基盤研究とする。</p> <p>その詳細は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「次世代ワクチン開発の基盤研究」は、現在の「新世代ワクチン・抗ウイルス剤開発基盤研究」の一部(情報伝達制御に関するもの以外のもの)に再編する。 ②「医薬品、医療機器等の毒性等評価系構築に向けた幹細胞基盤研究」は、現在の「医薬品安全性予測のための毒性学的ゲノム研究」、「新世代抗体産生基盤研究」及び「遺伝子導入技術の開発とその応用」を統合する。 ③「難治性疾患治療等に関する基盤研究」は、現在の「ヒト試料を用いた疾患関連たんぱく質の解析研究」、「疾患関連たんぱく質の有効活用のための基盤技術開発」及び「新世代ワクチン・抗ウイルス剤開発基盤研究」 			

	の一部(情報伝達制御に関するものに限る。)を統合する。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	研究テーマの重点化による効率化
上記措置を講ずる理由	<p>基盤的技術研究については、過去4年間、目覚ましい研究成果を上げてきたが、これをさらに発展させ、現在の厚生労働行政を取り巻く、新型インフルエンザなどの新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発、難病対策等の各種政策課題の解決と製薬産業等の産業競争力強化へ繋げられるように臨床への橋渡しのために事業を再編する。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本事業は、大学等が行う「基礎研究」と製薬企業が行う医薬品・医療機器の「開発研究」を橋渡しする共通的・普遍的な基盤技術の開発を目指す「橋渡し研究」を実施するものであり、このような分野で類似業務を実施している法人・機関はなく、廃止は困難である。 ② 本事業は、民間企業単独では実施し得ない共通的・普遍的な基盤技術の開発を目指す「橋渡し研究」を実施するものであり、民営化は困難である。 <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</p> <p>医薬品・医療機器に関連する法人・機関としては、(独)医薬品医療機器総合機構と国立医薬品食品衛生研究所がある。しかし、「規制と振興の分離を図るべき」との国会決議を踏まえて、国立医薬品食品衛生研究所や(独)医薬品医療機器総合機構などの組織の一部を統合し、医薬品・医療機器の開発支援に特化した独立行政法人として、当研究所が設立されたものであり、業務をこれらの法人・機関に移管すること、又は業務をこれらの法人・機関と一体的に実施することは、こうした設立趣旨に逆行することになる。したがって、当該措置を講ずることは困難である。</p> <p>【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】</p> <p>本法人の事業は、医薬品、医療機器の開発支援をより効果的に進めるために、創薬支援等に関わる組織の事業を既に一体化して実施しているものであり、いたずらに関連のない他の事務及び事業との統合を行ったとすれば、統合の効果が得られなくなる可能性がある。</p>

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
事務及び事業名	生物資源研究			
事務及び事業の概要	<p>医薬品、医療機器等の開発研究に必要な生物資源の供給・品質管理、研究開発等を行うことにより、大学や企業等における新たな医薬品・医療機器の開発を目指した研究開発を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 遺伝子 (2) 培養細胞 (3) 薬用植物 (4) 実験用小動物 (5) 灵長類 			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	181,573,000 円 (47,225,000 円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	345,920,416 円 (47,225,000 円)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	37人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>次期中期計画においては、第三期科学技術基本計画(平成18年3月閣議決定)、長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月閣議決定)等を踏まえて策定された「研究開発独立行政法人の在り方について」(平成19年10月総合科学技術会議有識者議員)において提言されている①安全・安心な社会の実現、②国家の基幹となる技術体系の確立、③産業競争力の強化と次世代を拓く新技術の創造等の「国の政策課題達成のための研究開発」を推進する。</p> <p>具体的には、厚生労働省所管の独立行政法人として、より効率的かつ効果的に画期的な医薬品・医療機器の開発支援に資するよう事業を実施する観点から、難治性疾患治療、新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発等の国の政策課題の解決と製薬産業等の活性化を図るため、以下のとおり措置する。</p> <p>① 「遺伝子バンク事業」については、利用者のニーズが遺伝子そのものから、遺伝子に関連する様々な情報に移っていることから、単純に遺伝子を提供するだけでは、事業実績を改善することが厳しい状況になっている。しかしながら、一方で遺伝子バンクは、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症等の難治性疾患に関する貴重な遺伝子資源も保有している。このため、厚生労働省所管の研究開発型独立行政法人として、難治性疾患治療等の政策課題解決に向けて、「遺伝子バンク」を「難治性疾患研究資源バンク」に発展的に組み換え、関係医療機関等と連携を行い、現在よりも多くの難治性疾患試料を収集、品質管理、標準化、分譲等を行うものである。なお、この措置により、難治性疾患研究の大きな阻害要因である、試料入手の困難性(患者数が少数のため試料が集まらない。)という問題が解決される。</p> <p>② 「灵長類医科学研究センター」は、生産地の系統の実験用カニクイザルを、独自の繁殖技術によって30年以上、維持してきた世界唯一の施設である。また、Bウイルス、SRV、EBV等が非汚染の SPF(Specific Pathogen</p>			

	<p>Free)コロニーの樹立に成功しており、コロニーの拡大による高品質で安全な靈長類の供給が可能となっている。さらに、世界的に類を見ない難病の自然発症靈長類モデルや感染症靈長類モデルの作製を行うなど、最先端の研究を行っている。このため、この貴重な靈長類資源を有効活用することにより、新規感染症モデルの作製による新興・再興感染症対策の推進、ES・iPS細胞の作製・分化誘導等の研究等による新薬の開発の促進、アルツハイマー病・拡張型心筋症等の難治性疾患の各種病態解明などに更に貢献できる事業を展開していく。</p> <p>③ 「実験用小動物」については、世界から注目されている各種自然発症疾患モデル小動物の作製技術を有する唯一の施設であるとともに、政策的に重要な難病などのヒト型モデル小動物の作製技術等を有している。このため、厚生労働省所管の研究開発型独立行政法人として、引き続き、創薬等を目指した大学等の研究機関や製薬企業等へ、この貴重な生物資源を供給するとともに、新たな実験小動物資源の開発を目指して、更なる事業展開を実施していく。</p> <p>④ 「培養細胞」については、ポストゲノム時代の医薬品・医療機器開発や、その基礎となる生命科学研究の実施に不可欠な研究開発資源として需要は大きい。更に、高速で大量のゲノムの解読が可能になることに伴って、臨床医学・創薬研究分野での「培養細胞」に対する研究ニーズも高まっている。このため、厚生労働省所管の研究開発型独立行政法人として、引き続き、多くの研究によって生み出された培養細胞研究資源を収集し次世代研究に役立てるための基盤を整備していく。</p> <p>⑤ 「薬用植物」については、当機関は薬用植物の栽培保存、栽培生産、新品種の育成並びに種子及び培養物の超低温保存法等による長期保存の技術を有し、更に薬用植物組織培養物コレクションを保有する唯一の機関である。また、中国等における資源ナショナリズムの高まりにより、国外からの薬用植物資源の輸入が厳しくなっていく中で、地域の特色を生かし、当機関のコレクションや技術を維持していくことは非常に重要である。このため、引き続き、薬用植物の重点的保存・資源化と基準生薬の作成を行い、国民の健康維持、増進に貢献していく。</p>
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	現在治療法が確立していない難治性疾患等の各種疾患治療研究が推進されるとともに、その基盤となる我が国の独自の医療資源（生物資源）の確保が図られる。また、資源配分による自己資金獲得にも役立つ。
上記措置を講ずる理由	<p>①について</p> <p>難治性疾患の治療研究等を推進することは、厚生労働行政の喫緊の政策課題である。患者数が少数である難治性疾患にかかる研究資源を有効に活用するには、多くの医療機関との連携により研究資源を収集・提供することにより、大学や製薬企業等において、研究資源を容易に利用できるようにする必要がある。このような研究資源流通のボトルネックの解消に向けた「難治性疾患研究資源バンク」を構築するためには、既にいくつもの難治性疾患の遺伝子資源を有し、かつ、創薬等を目指したバンク事業における高度な品質管理技術等を有する遺伝子バンクを発展的に組み換えることが効率的であるため。</p>

②について

新興・再興感染症対策、新薬開発、各種病態解明等は、いずれも厚生労働行政の喫緊の課題である。これらを開拓するためには、SPF 犬長類、自然発症疾患犬長類モデル、感染症犬長類モデル等を用いた前臨床試験を行うことで、ラット等の齧歯類を用いた評価系に比べ、ヒトへの外挿性の高い安全性、有効性評価が可能になり、新興・再興感染症対策、新薬開発等における画期的なブレイクスルーとなるため。

③について

創薬等を目指した大学等の研究機関や製薬企業等へ、生物資源を供給することは、安全安心な社会の実現等を目指す、厚生労働行政の大きな政策課題である。このため、自然発症疾患モデル小動物、ヒト型モデル小動物等の貴重な生物資源を供給する事業を引き続き展開するものである。

④について

高度に品質管理した細胞を研究に利用することは、我が国の生命科学研究の質の向上に不可欠であり、他種類かつ高品質の細胞を常時取り揃えて研究者に提供する公的細胞バンクの継続的な整備の意義は大きい、このため、当該事業を引き続き展開するものである。

⑤について

薬用植物資源の重点的保存・資源化と基準生薬の作成は、安全安心な社会の実現等を目指す、厚生労働行政の大きな政策課題の一つであり、かつ研究開発独法のミッションである、薬用植物資源の保存・資源化にあたっては、従来から実施してきた育成技術を継続していくことが不可欠であり、資源ナショナリズムの台頭により薬用植物資源の輸入が厳しくなっている今日、ますますこの継続の重要性が増している。このため、当該事業を引き続き展開するものである。

【廃止又は民営化した場合の問題点】

① 本事業は、創薬等を目指した医学研究を行う大学、製薬企業等に対して、ヒト疾患研究に資する細胞等の特徴のある貴重な研究資源を開発、収集、保存、提供等を行うものであり、このような目的で類似業務を実施している法人・機関はなく、廃止は困難である。

② 本事業は、創薬等を目指した医学研究を行う大学、製薬企業等の多様なニーズに応えるために、出荷数量に比して、常に膨大な量の生物資源を維持管理等しなければならず、仮に民営化した場合には、このような多様なニーズには応えられず、研究者側で膨大なコストを負担しなければならなくなり、創薬等を目指した医学研究自体が実質的に不可能とならざるを得ない。したがって、民営化は困難である。

【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】

医薬品・医療機器に関する法人・機関としては、(独)医薬品医療機器総合機構と国立医薬品食品衛生研究所がある。しかし、「規制と振興の分離を図るべき」との国会決議を踏まえて、国立医薬品食品衛生研究所や(独)医薬品医療機器総合機構などの組織の一部を統合し、医薬品・医療機器の開発支援に特化した独立行政法人として、当研究所が設立されたものであり、業務をこれらの法人・機関に移管すること、又は業務を

これらの法人・機関と一体的に実施することは、こうした設立趣旨に逆行することになる。したがって、当該措置を講ずることは困難である。

【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】

本法人の事業は、医薬品、医療機器の開発支援をより効果的に進めるために、創薬支援等に関わる組織の事業を既に一体化して実施しているものであり、いたずらに関連のない他の事務及び事業との統合を行ったとすれば、統合の効果が得られなくなる可能性がある。

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
事務及び事業名	研究開発振興業務			
事務及び事業の概要	<p>① 国民の健康の保持増進に役立つ画期的な医薬品や医療機器の開発につながる可能性の高い基礎的な研究を国立試験研究機関や大学などと研究契約を締結して実施し、その成果を広く普及する。</p> <p>② 厚生労働大臣により指定された希少疾病用医薬品や医療機器(オーファンドラッグ・オーファンデバイス)の研究開発を促進するため、助成金交付、指導・助言等を行う。</p> <p>③ 国民の健康の保持増進に役立つ画期的な医薬品・医療機器の実用化段階における研究を支援するため、優れた研究テーマを応募したベンチャー企業などに必要な研究資金をバイ・ドール委託方式で提供する。</p>			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	(開発振興勘定：事業費) 7,159,301,000 円 (0 円) (研究振興勘定) 400,000,000 円 (△400,000,000 円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	(開発振興勘定：事業費) 8,904,940,701 円 (△41,224,177 円) (研究振興勘定) 400,000,000 円 (△400,000,000 円)
事務及び事業に係る職員数 平成 21 年 1 月 1 日現在	8 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① 基礎研究推進事業については、成功確率の低い医薬品や医療機器の開発分野において、民間では実施困難な基礎的研究について、大学等のノウハウを活用した研究を支援するものであり、引き続き、独立行政法人において実施する必要があるものである。このような中、当法人としては、委託研究において「ips 細胞の樹立成功」等の成果をあげるなど、研究プロジェクトに係る優れた採択・指導・助言体制などを有しているところであるが、今後、「医薬品等開発に当たりリスクが高い研究分野」、「医薬品等開発に当たり公的支援の必要な研究分野」に重点化した募集を行うなど、独立行政法人が本来行うべき事業としての更なる適切化を図る。</p> <p>② 希少疾病用医薬品等開発振興事業については、再生不良性貧血のような難治疾患やエイズ等を対象とする医薬品、植込み型補助人工心臓等の医療機器といったような、医療上の必要性が高いにもかかわらず、患者数が少ないとから研究開発投資の回収が困難であるものを対象とし、平成 5 年にオーファンドラッグ等の研究開発促進制度として創設されたものであり、国のオーファンドラッグ等の指定に基づき実施していることから、当該事業を引き続き当法人において実施する必要があるものである。</p> <p>③ 実用化研究支援事業について、平成 21 年度より新規募集を休止する。また、平成 22 年度までに、継続案件</p>			

	の委託費の交付を終了する。本事業は委託期間及び委託終了後の継続的フォローが重要であり、実用化研究評価委員会の指導・助言に加え、進捗状況等報告会の拡充等により、既採択案件の指導・助言体制を強化し、早期の事業化に向け、プログラムオフィサー等により継続的に指導・助言等を行っていく。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	実用化研究支援事業に係る新規募集の休止及び継続案件の委託費の交付の終了による削減：△4億円
上記措置を講ずる理由	<p>実用化研究支援事業は、平成16年度から開始された。実用化段階の研究を支援することにより、研究開発成功確率の向上と資金回収までの期間の短縮を目指しているが、研究成果の実用化による製品販売収入等が得られるまでには、委託費相当額が欠損金として計上される。20年度末時点で5,371百万円の繰越欠損金が計上されているが、当該繰越欠損金の増加を抑制し、解消に向かうようにするため、上記措置を講ずるものである。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】</p> <p>この事業自体を現時点で廃止することになれば、将来見込まれる収益を回収できなくなり、繰越欠損金の解消につながらなくなる。また、医薬品・医療機器の開発を促進するための公的資金を配分し製品化につなげる事業であり、専門性、公平性、中立性、行政施策との整合性が強く求められること等から民営化は困難であるとともに、官民競争入札の趣旨に馴染まないものである。</p> <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</p> <p>医薬品に関連する法人・機関としては、(独)医薬品医療機器総合機構と国立医薬品食品衛生研究所があるが、「規制と振興の分離を図るべき」との国会決議を踏まえて、国立医薬品食品衛生研究所や医薬品医療機器総合機構などの組織の一部を統合し、医薬品・医療機器の開発支援に特化した独立行政法人として、当研究所が設立されたものであり、業務をこれらの法人・機関に移管することは、こうした設立趣旨に逆行することとなる。</p> <p>【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】</p> <p>本法人の事業は、医薬品・医療機器の開発支援をより効果的に進めるために、創薬支援にかかる組織の事業を既に一体化して実施しているものであり、いたずらに関連のない他の事務及び事業との統合を行ったとすれば、統合の効果が得られなくなる可能性がある。</p>

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
事務及び事業名	承継事業			
事務及び事業の概要	出資事業は基礎又は応用段階からの研究開発を対象としており、医薬品機構と民間企業との共同出資により15の研究開発法人が設立された。平成15年度に廃止され16年度から承継事業とされ医薬品医療機器総合機構を経て医薬基盤研究所が出資法人の株式を承継している。			
事務及び事業に係る22年度予算要求額	国からの財政支出額 (対21年度当初予算増減額)	0円 (0円)	支出予算額 (対21年度当初予算増減額)	126,000,000円 (△20,000,000円) (うち融資事業返還額 86,000,000円)
事務及び事業に係る職員数 <small>平成21年1月1日現在</small>	2人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	承継事業の出資事業については、出資法人について毎年評価を実施し、導出先企業において製品化に向けた開発が進行しており収益が見込まれる法人については、収益最大化のための指導を行い、期待される収益が管理コストを上回る可能性のない法人については、速やかに解散整理等の措置を講ずる。融資事業については、償還計画に沿った貸付金の回収を着実に実施していく。			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし(運用収入による事業のため)			
上記措置を講ずる理由	<p>出資事業においては、20年度末時点で25,661百万円の繰越欠損金が計上されているが、この繰越欠損金は旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構が実施していた出資事業により生じたものであり、同機構から事業を引き継いだ医薬品医療機器総合機構を経て当研究所が株式を承継したものである。当該繰越欠損金を解消するため、上記措置を講ずるものである。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】 この事業自体を現時点で廃止し、導出先企業において製品化に向けた開発が進行中の存続2社の清算を行えば、将来見込まれる収益を放棄することになり、繰越欠損金の解消につながらないばかりでなく、融資事業において貸付金の回収もできなくなる。また、医薬品・医療機器の開発のために公的資金を出資したものであり、専門性、公平性、中立性、行政施策との整合性が強く求められること等から民営化は困難であるとともに、官民競争入札の趣旨に馴染まないものである。</p> <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 医薬品に関する法人・機関としては、(独)医薬品医療機器総合機構と国立医薬品食品衛生研究所があるが、「規制と振興の分離を図るべき」との国会決議を踏まえて、国立医薬品食品衛生研究所や医薬品医療機器総合機構などの組織の一部を統合し、医薬品・医療機器の開発支援に特化した独立行政法人として、当研究所が設立されたものであり、業務をこれらの法人・機関に移管することは、こうした設立趣旨に逆行することとなる。</p>			

【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】

本法人の事業は、医薬品、医療機器の開発支援をより効果的に進めるために、創薬支援等にかかる組織の事業を既に一体化して実施しているものであり、いたずらに関連のない他の事務及び事業との統合を行ったとすれば、統合の効果が得られなくなる可能性がある。

III. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事務所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>①健康・栄養・食生活に関する研究と連携を図る観点から、独立行政法人国立健康・栄養研究所と統合する（平成22年度末までに措置予定）。</p> <p>②理事長、理事、各部長などで構成される「将来構想検討委員会」を開催し、外部評価委員会等における評価等を勘案した上で、次期中期計画の策定に向けて研究プロジェクト等の現状や課題、業務の必要性等について精査し、検討を行う。</p>	<p>薬用植物資源研究センター和歌山研究部については、事業の必要性にも十分に配慮した上で、そのあり方等について検討する。</p>	<p>①定年退職者等の後補充において、プロジェクト研究員等を活用するなどの措置をとることにより、人件費の抑制を図る。</p> <p>②平成22年度末までに独立行政法人国立健康・栄養研究所と統合することとなっていることから、法人統合に向けた検討の中で監事の在り方について検討する。</p>	平成17年に措置済み。
上記措置を講ずる理由	<p>①事務部門の一部効率化・合理化が見込める。</p> <p>医薬品等の開発に関する研究能力と健康・運動・栄養に関する研究機能を相互に活用して、一体的統合により、生活習慣病対策等に相乗効果がある。</p> <p>東京、大阪という東西の中心に研究拠点を持つことにより、幅広く大学・企業等との共同研究や受託研究が盛んになる。</p>	<p>薬用植物資源研究センター和歌山研究部については、監事監査結果等も踏まえ、見直しも含めた検討を行う。</p>	<p>①総人件費改革の取組を引き継ぎ行うため、プロジェクト研究員、協力研究員の活用を行い、人件費の抑制を図る。</p> <p>②独立行政法人国立健康・栄養研究所との統合に向け、監事機能を強化するため、常勤化を含めた監事の在り方について検討を行う。</p>	—

	②医薬基盤研究所の研究プロジェクト組織などに關し、国が真に担う必要性につき精査する。			
--	--	--	--	--

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	法人形態の見直し	職員数の削減	その他	その他
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)		総人件費改革の取組として人件費又は人員の削減のいずれかを選択して取組を行うこととなっているが、当研究所では、人件費の削減を選択して取組を行っており、研究推進の体制強化を図りつつ、引き続き、プロジェクト研究員等を活用するなどの措置をとることにより、人件費の削減の取組を行う。		
上記措置を講ずる理由		総人件費改革の取組を引き続き行うため、プロジェクト研究員、協力研究員の活用を行い、人件費の抑制を図る。		

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>①業務の民間委託 他の独法等の調査及び監査 法人等専門家の意見を聞く など検討を行い、民間委託 を実施した場合の費用対効 果について検証している が、今後、独立行政法人國 立健康・栄養研究所との統 合が予定されており、統合 の作業において、検討を重 ねていく。</p> <p>②規程等を整備 平成 20 年 2 月 25 日付で「獨 立行政法人医薬基盤研究所 公的研究費運営・管理規程」 を制定し、基盤研ホームページ において公表した。</p>	<p>随意契約により複数年契約 を締結していた案件で入札 に移行可能なものについて、平成 22 年度から一般競 争入札に移行する。</p>	<p>プロジェクト研究員等の活 用を行って常勤職員数及び 人件費の削減に努め、総人 件費改革の対象となる平成 20 年度人件費は、平成 17 年度基準額に比べて 4.3% 削減と人件費削減の取組を 着実に進展しているとこ ろ。また、当研究所の給与 体系は国に準じた体系を適 用しているところであり、 引き続き国の給与改正に準 じた給与の見直しを行い、 ラスパイレス指数を 100 に 近づける。</p>	<p>現在のところ遊休資産に該 当するものがない。</p>

上記措置を講ずる理由	<p>①給与業務など間接部門の業務の民間委託を行うことにより事務処理の効率化を図ることが可能かどうか、検討を行う。</p> <p>②研究費の不正使用問題への厳正な対処を徹底することが総合科学技術会議等から指摘されており、不正使用等を防ぐシステムを構築して、研究活動を一層推進する観点からルールの明確化等が求められている。</p>	<p>当法人において、類似業務を一般競争入札で実施しているため、複数年契約の終了を待って一般競争入札に移行する。</p>	<p>一層効率的な業務の実施を図りつつ、国民の理解の得られる人件費総額及びラスパイレス指数の水準にする。</p>	-
------------	--	--	--	---

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入	その他	その他
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)	企業との共同研究の拡充、 生物資源関連サービスの拡充を行うなど自己収入の増大に努めており、今後とも施設使用料の見直し、実験用サル類譲渡価格の見直しを行うなど、外部資金の獲得に向けた取組を更に進めしていく。	<p>①研究開発振興業務・承継業務 医薬品等の開発を促進させるための公的研究費の配分等であり、専門性、効率性、中立性、行政施策との整合性が強く求められること等から官民競争入札の趣旨になじまず、官民競争入札を行うことは困難である。</p> <p>②基盤的技術研究・生物資源研究 民間企業単独では行えない共通的基盤研究を行うものであることから官民競争入札の趣旨になじまず、官民競争入札を行うことは困難である。</p>		
上記措置を講ずる理由	当研究所の運営強化を図るため、自己財源の確保に取り組む。	—		

年金積立金管理運用独立行政法人の組織・業務全般の見直し当初案について

以下の事項を、8月末に提出した年金積立金管理運用独立行政法人の組織・業務全般の見直し当初案に、追加することとする。

○ 8月末に提出した「見直し当初案」に加えて、原口総務大臣から指摘のあった以下の事項について、専門家の見解等も踏まえつつ、厚生労働省において検討し、新中期目標に反映できるものは反映することとする。

○ また、「管理部門の人員の割合が高いのではないか」との分科会における指摘を踏まえ、管理部門の適切な人員配置など、法人全体として、効率的な体制を構築することとする。

a) ポートフォリオの機動的な運用

○ 短期的な市場動向の予測、賃金上昇率の動向を基に、ポートフォリオを隨時見直すべき。

b) 運用受託機関及び投資先の監視

○ 運用受託機関の選定・見直しをより頻繁に行うべき。
○ 委託手数料の水準をより引き下げるべき。
○ 株主議決権の具体的な行使基準を定めるべき。

c) 運用委員会の在り方

○ ポートフォリオの策定・変更は運用委員会が決定すべき。
○ 運用委員会の委員の報酬を引き上げるべき。
○ 運用委員会をより頻繁に開催すべき。
○ 運用委員会の議事録を公表すべき。
○ 管理運用法人の役職員に専門的な知見を有する者を積極的に登用すべき。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人			府省名	厚生労働省			
沿革	昭和 36. 11. 25 平成 13. 4. 1 平成 18. 4. 1 年金福祉事業団 → 年金資金運用基金 → 年金積立金管理運用独立行政法人							
中期目標期間	第1期：平成18年4月～22年3月							
役員数及び職員数 <small>(平成21年1月1日現在)</small> ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数				
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数					
	4人（2人）	3人（1人）	1人（1人） ※7月1日任命	76人				
年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(要)		
国からの財政支出額の推移 <small>(単位:百万円)</small>	一般会計	独法化前	—	—	—	—		
	特別会計	独法化前	—	—	—	—		
	計	独法化前	—	—	—	—		
	うち運営費交付金	独法化前	—	—	—	—		
	うち施設整備費等補助金	独法化前	—	—	—	—		
	うちその他の補助金等	独法化前	—	—	—	—		
支出予算額の推移 <small>(単位:百万円)</small>	独法化前	(39,787,586)	(52,151,997)	(37,042,759)	(14,079,063)	—		
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 <small>(単位:百万円)</small>	独法化前	(10,269,672)	(3,322,455)	(△7,872,658)				
発生要因	○ 当法人においては、年金財政上の諸前提における実質的な運用利回り（賃金上昇率を上回る利回り）を確保するよう長期的に維持すべき債券・株式等の資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定めた上で、寄託金を適切に管理・運用することが業務とされており、平成20年度における運用も、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画において定める基本ポートフォリオに沿って行われたものである。 ○ 同年度においては、リーマン・ショック等により拡大した金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落したことにより、対ユーロを中心とした為替市場で急速に円高が進んだ影響により、損失が生じたところである。							
	○ 繰越欠損金は、平成19年度までに生じた利益剰余金（国庫納付後）を平成20年度の損失が上回ったことによるものであるが、当法人が行う年金積立金の管理運用は長期的な観点から行っているものであり、平成20年度のような不安定な市場動向の下では損失が生じ得るもの、長期的には安定的な収益が得られるものと考えている。							
運営費交付金債務残高 <small>(単位:百万円)</small>	独法化前	—	—	—				
行政サービス実施コストの推移 <small>(単位:百万円)</small>	独法化前	(△3,760,746)	(5,645,503)	(9,401,533)	(見込み) (△3,802,922)	—		
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	—							
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項)	○ 一般管理費については、中期目標等に定める経費削減目標を達成するため、平成17年度と比較して、経費のうち9%超を削減した予算（退職手当及び事務所移転経費を除く。）を作成し、その執行に当たり、一般競争入札及び企画競争・							

等) (平成 20 年度実績)	<p>公募の実施及び消耗品費等の節約により、平成 17 事業年度との比較で 15.8 % 減の執行に抑えることができた。また、人件費については、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定) を踏まえた予算を作成し、その執行結果として、計画的な職員採用、職員の賞与について 0.1 か月分相当の削減や平成 19 事業年度に実施した役職員の給与改定（役員給与の引下げ、職員給与の年功序列的給与上昇カーブのフラット化、役職手当の定額化等）により給与の上昇を抑制したこと等により、予算額に対して 96.0 % の執行に抑えることができた。</p> <p>○ 業務経費については、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、平成 17 年度と比較して、経費のうち 3 % 超を削減した予算（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）を作成し、その執行に当たり業務計画の見直し等による節減や一般競争入札及び企画競争・公募の拡大を行うなど、引き続き業務の効率化に努めた結果、平成 17 事業年度との比較で 28.4 % 減の執行に抑えることができた。</p>
-----------------	--

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人		府省名	厚生労働省
事務及び事業名	年金積立金の管理・運用業務			
事務及び事業の概要	厚生労働大臣から寄託を受けた年金積立金の管理運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資すること。			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	一 (一)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	一
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	76 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>(1) 長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本ポートフォリオの見直し <ul style="list-style-type: none"> ① 平成21年財政検証を踏まえた運用目標に基づき、基本ポートフォリオの見直しを行う。 ② 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、長期的な観点からみて策定時に想定した運用環境の現実からの乖離が認められる場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じ基本ポートフォリオの見直しの検討を行う。 ○リバランス¹の適切な実施に必要な機能の強化 <p>次期中期目標期間においては、いわゆるニューマネーがなくなることから、市場の動向に応じた適切かつ円滑なリバランスの実施が長期的に安定した収益の確保には不可欠。このために必要な機能の強化を図る。</p> ○キャッシュ・アウト²に必要な機能の強化 <p>次期中期目標期間においては、積立金を取り崩して毎年の年金給付に充てることが予定されていることから、市場の価格形成等に配慮しつつ円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保する必要がある。このために必要な機能の強化を図る。</p> ○調査・分析の拡充 <p>基本ポートフォリオに基づく管理・運用の更なる高度化を進めるための調査研究を充実するとともに、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化する。</p> ○運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化 <p>収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進める。</p> <p>(2) 運用高度化のための基盤の整備及び強化</p> <p>専門性の向上を図る観点から、法人全体の人事費を見据えつつ、引き続き金融分野に精通した人材の中途採用を行うなど資質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、運用の基盤となる情報システムの整備</p>			

¹ リバランスとは、実際の資産構成割合と基本ポートフォリオで定める資産構成割合との乖離を一定範囲内に収めるよう、資産構成割合の変更を行うことをいう。

² キャッシュ・アウトとは、年金給付に充てるために年金特別会計に寄託金の償還を行うこと等に係る資金の支払いをいう。

	<p>等を行うなど、運用高度化のための基盤の整備及び強化を図る。</p> <p>(3) 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 近年金融分野等において内部統制の強化が求められていることを踏まえ、運用リスクの管理やコンプライアンスの確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図る。</p> <p>(4) 国民に対する広報活動の充実・強化 広報担当者を配置するなど運用の状況に関する説明責任を十分に果たすとともに、分かりやすい情報提供を推進し、年金積立金の長期投資について国民の十分な理解を得るための広報活動の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 8月末に提出した「見直し当初案」に加えて、原口総務大臣から指摘のあった以下の事項について、専門家の見解等も踏まえつつ、厚生労働省において検討し、新中期目標に反映できるものは反映することとする。 ○ また、「管理部門の人員の割合が高いのではないか」との分科会における指摘を踏まえ、管理部門の適切な人員配置など、法人全体として、効率的な体制を構築することとする。 <ul style="list-style-type: none"> a) ポートフォリオの機動的な運用 ○ 短期的な市場動向の予測、賃金上昇率の動向を基に、ポートフォリオを隨時見直すべき。 b) 運用受託機関及び投資先の監視 ○ 運用受託機関の選定・見直しをより頻繁に行うべき。 ○ 委託手数料の水準をより引き下げるべき。 ○ 株主議決権の具体的な行使基準を定めるべき。 c) 運用委員会の在り方 ○ ポートフォリオの策定・変更は運用委員会が決定すべき。 ○ 運用委員会の委員の報酬を引き上げるべき。 ○ 運用委員会をより頻繁に開催すべき。 ○ 運用委員会の議事録を公表すべき。 ○ 管理運用法人の役職員に専門的な知見を有する者を積極的に登用すべき。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	-

上記措置を講ずる理由	<p>次期中期目標期間においても、長期的に安定した収益の確保に向けて引き続き尽力する必要があり、その際には、今後は基本的にニューマネーがなくなることにより、資産売却等を伴うリバランスやキャッシュ・アウトの円滑な実施が求められること等も踏まえ、(1)に示した見直しを行うこととしている。</p> <p>また、こうした取組の前提として、(2)の運用高度化のための基盤の整備・強化や(3)の内部統制の一層の強化に向けた体制整備、(4)の国民の理解を得るために広報活動の充実・強化を着実に行うことも重要であることから、これらの見直しも併せて行っていくこととしている。</p> <p>なお、事務事業の民営化、他法人への移管・一体的実施が困難な理由は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 公的年金の積立金は、国民が納めた保険料を原資とし、今後の年金給付に充てられるものであり、このような公的な性格を有する年金積立金の管理・運用は、国が行う年金保険事業の一環として行われるものである。実際の運用に当たっては、積立金の大部分は、管理運用法人が示した運用ガイドラインに従って民間の運用主体が実施しており、管理運用法人はその選定・管理を行っている。こうした管理運用法人が果たしている役割を民間主体に移管することは適切でない。</p> <p>(2) 以下のことから、他法人に事業を移管することや他法人との事業の一体的実施は困難である。同様の理由で、他法人との事業の一体的実施は、効率性の向上には結びつかない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 厚生年金保険事業及び国民年金事業の一環として行われるものであり、厚生労働省等との密接な連携が必要であること。 ② 年金積立金の管理・運用を行う法人は受託者責任が課され、専ら被保険者のために積立金の管理・運用を行わなければならないため、他法人が事業を実施する場合、これに抵触する恐れがあること。 ③ 巨額の年金積立金の運用のための専門性や体制が求められること。
------------	---

III. 組織の見直しに係る当初案

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人	府省名	厚生労働省
見直し項目	組織体制の整備		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	専門性の向上や管理運用体制の強化などの前述の「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」を実行するための組織体制についての所要の見直しを行う。	引き続き常勤監事等による監査を適切に実施する。	
上記措置を講ずる理由	法人の組織については、これまでも専門性向上や管理運用体制の強化に向けた取り組みを実施してきたところである。今後も引き続き、前述の「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」を実行するために必要な組織体制の見直しを行う必要がある。	整理合理化計画において「常勤監事等による監査機能の強化を図る。」とされたことを踏まえ、これまでも常勤監事等による監査を適切に実施しているが、今後も引き続き取り組んでいくこととするもの。	

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人	府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備		
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	運用高度化のための基盤の整備及び強化や、内部統制の一層の強化に向けた体制整備、職員の研修等の適切な実施を通じて、業務運営能力及び専門性の更なる向上や法令遵守及び受託者責任の徹底を図る。	人件費を含む一般管理費及び業務経費のあり方については、次期中期目標期間においても、リバランスの適切な実施や、キャッシュ・アウトの確実な実施等に必要な機能の強化といった新たに必要な業務もあることから、金融分野における専門知識を有する人材の確保や適切な業務遂行の観点から、一律の削減目標の設定には慎重な検討が必要。	一般競争入札等を積極的に導入するために、十分な公示期間の確保や仕様書の明瞭化など入札実施要件等の改善を行い、新たな業者の参入促進を図るとともに、入札等事務のマニュアルを作成して増加する事務手続きの統一化・効率化を図ることに加え、OA機器等の賃貸借契約の複数年化について導入する等の取組を進める。
上記措置を講ずる理由	専門性向上の観点から、資質の高い人材の確保・育成等の運用高度化のための基盤の整備及び強化を図るとともに、運用リスクの管理やコンプライアンスの確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図る必要がある。	年金積立金の管理・運用を円滑かつ的確に遂行するためには、金融分野における高度な専門知識を有する人材を確保していくことなど運用高度化のための基盤の整備・強化が必要である。	随意契約見直し計画を踏まえ、引き続き一般競争入札等の導入、範囲拡大等を行い、契約に係る透明性、公平性の確保を図る必要がある。

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人	府省名	厚生労働省
見直し項目	保有資産の見直し		
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	日野宿舎等（2件）については、保有しないことを前提に、宿舎からの退去時期等の所要の調整を行っている。		
上記措置を講ずる理由	整理合理化計画における保有資産の見直しの趣旨に沿った対応を、次期中期計画期間中において進めるものである。		

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	経済産業省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
産業技術総合研究所 鉱工業等に関する科学技術の研究開発等	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎的研究の成果を製品化につなぐ研究を行っていくため、更なる重点化の必要性に加え、産総研のミッション(使命)の一層の明確化が求められていることも踏まえ、重点化のための検討を行う。「産総研研究戦略」の策定に当たって、産業界の意見も聴くことにより、「産総研研究戦略」推進のための実効力を確保なものとする。 ○産学官が一体となって研究等を行う新たな拠点については、オープンイノベーション推進のため効率的な運営ができるよう検討を進める。 ○産総研研究戦略に沿った研究を効率的に行い、成果普及を円滑に行うため国際標準化への貢献など国際関係業務を見直す。 ○一般国民等にむけ一層の「見える化」に努める。 ○国際的かつ戦略的な知的財産権の考え方の設定等を行う。 	<p>【法人形態の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現行どおり、研究開発型独立行政法人とする。 <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産総研は、つくばの他、全国各地に研究拠点を有しているが、このうち秋葉原サイトについては、21年度中に見直しの方向性を固め、その方向に沿って必要な措置を取る。 [秋葉原サイトについて、同サイトで現在実施している関連プロジェクトが終了した際、廃止することを原則とし、第2期中期計画が終了する平成21年度末までに事業の見直しを行う。] <p>【組織体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イノベーション業務遂行のため意志決定の迅速化、研究成果の効率的な外部展開が図れるよう、イノベーション関係部門等の企画機能の統合化の可能性を検討する。 <p>【非公務員化】</p> <ul style="list-style-type: none"> H17. 4. 1措置済み 	<p>【業務運営体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イノベーション推進業務の迅速化、効率化を目指し、関係部門の企画機能等を見直す。 ○研究成果の移転対価の柔軟化、知財マネジメントのサポート体制を見直す。 <p>【随意契約見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般競争入札における一括応札及び100%落札率が少なくなるよう検討等を行う。 <p>【給与水準の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人評価において、産総研のミッション実現への貢献度や、業務運営の円滑化に資するものか等を適切に評価できるようにする。また、個人評価結果を、能力給、業績給にこれまで以上に適切に反映する。 <p>【保有資産の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存の研究施設についても、産総研の長期的な施設整備計画の策定を踏まえ、同計画の効率的、効果的な実施に向けて検討する。 <p>【自己収入の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○常勤職員の手当費を外部資金で手当することを検討する。 ○技術相談がコンサルタント業務等に発展した場合に受益者負担を検討する。 ○海外からの研究資金獲得や国内外からの寄付金獲得促進の取り組みについて検討する。 ○研究施設外部利用について、一定規模の中小企業には配慮しつつ、受益者負担を検討する。 <p>【受託事業や資金提供型共同研究の積極的な獲得、IPインテグレーション等の特許実施料を拡大させる取組により自己収入を増大させる。】</p>

【官民競争入札等の導入】

○アウトソーシングの検討にあたっては、市場化テストの導入可能性について検討する。

【費用対効果等の視点を取り入れた目標設定】

○国民へのサービスの提供の数値目標を費用対効果の視点を取り入れた設定の可能性を検討する。

【人材の確保】

○研究職は若手の採用、事務職は専門性を配慮した採用の検討を行い、女性研究者や外国人研究者も積極的に採用する。

【人材の育成】

○研究職については、研究開発マネジメント人材を育成する。事務職については、専門性の蓄積を重視したキャリアパスを構築する。

【職員の能力・職責・実績の給与への適切な反映】

○個人評価において、産総研のミッション実現への貢献度や、業務運営の円滑化に資するものか等を適切に評価できるようにする。また、個人評価結果を、能力給、業績給にこれまで以上に適切に反映する。

【アウトソーシングの推進とその見直し】

○調達・検収業務等についてもアウトソーシングの可能性を検討する。

○既にアウトソーシングを行っている事業については、内部化することも検討する。

【研究評価結果等の業務への反映と評価業務の効率化】

○研究評価結果等の業務への反映のための取組を強化するとともに、評価業務の効率化に向けた検討を行う。

【コンプライアンスの推進】

○参加型コンプライアンス推進のための取組を行うとともに、効率的・効果的な統制環境確立に向けた検討を行う。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人産業技術総合研究所			府省名	経済産業省			
沿革	平成 13 年(2001 年) 1 月の中央省庁再編に伴い、工業技術院の 15 研究所は経済産業省産業技術総合研究所内の各研究所として再編。平成 13 年(2001 年) 4 月に 15 研究所と計量教習所を廃止し、1 法人に統合して独立行政法人産業技術総合研究所に組織変更。平成 17 年(2005 年) 4 月には特定独立行政法人から非公務員型の独立行政法人へ移行。							
中期目標期間	第 1 期：平成 13 年 4 月～平成 17 年 3 月（16 年見直し） 第 2 期：平成 17 年 4 月～平成 22 年 3 月							
役員数及び職員数 (平成21年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数				
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数					
	14 人（2 人）	13 人（2 人）	1 人（0 人）	3,115 人				
年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度(予算)		
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	74,940	74,278	69,464	65,405	66,757		
	特別会計	9,358	264	233	210	260		
	計	84,298	74,542	69,697	65,615	67,017		
	うち運営費交付金	67,432	66,437	65,682	64,237	63,306		
	うち施設整備費等補助金	4,940	5,800	3,024	600	3,090		
	うちその他の補助金等	11,927	2,305	990	777	621		
支出予算額の推移 (単位:百万円)	100,285	99,674	86,365	87,981	90,772	81,820		
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位:百万円)	17,149	19,537	19,027	17,987				
発生要因	利益剰余金として計上されている金額の大部分（97%以上）は、受託経費等により購入した固定資産（研究装置等）の減価償却費相当額であり、今後発生する減価償却に伴い減少する非キャッシュ性の剰余金である。							
	見直し案	産総研の利益剰余金は、独立行政法人会計基準における受託経費等の処理に企業会計基準が適用されていることに起因するものであるから、現行制度の中では見直しは難しいものと考える。						
運営費交付金償却残高 (単位:百万円)	3,254	5,089	4,810	6,176				
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	97,685	90,116	84,455	83,688	(見込み) 81,386	(見込み) 77,603		
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	運営費交付金について、第 2 期中期計画期間中は業務経費年率 1 パーセント、一般管理費年率 3 パーセントの割合で削減しており、特に平成 19 年度は業務経費年率 3%、一般管理費年率 3% の割合で削減をしていることから、平成 16 年度から平成 21 年度までに約 49 億円の運営費交付金が削減されている。また、組織運営についても不断の見直しを行い、民間資金の受け入れ、知財収入の確保等により収入の増加を図る。これにより、平成 16 年度から平成 22 年度までに、約 186 億円程度の行政サービス実施コストの改善が見込まれる。							

中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 20 年度実績)	第 2 期中期目標期間の効率化目標達成のため、当該目標を達成するため業務棚卸表の見直し、業務プライオリティー付けと業務効率化策の検討を行い、平成 20 年度実績として約 15 億円のコスト削減を実現した。 また、行政改革推進法に基づく人件費削減目標達成のため中期目標に掲げた「今後 4 年間で▲4%以上の人件費削減」の目標については、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた俸給表の改定等の見直しを実施する等、平成 20 年度までの 3 年間で平成 17 年度比▲3.3%の人件費削減を達成した。
--	---

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人産業技術総合研究所		府省名	経済産業省		
事務及び事業名	鉱工業等に関する科学技術の研究開発等					
事務及び事業の概要	<p>ライフサイエンス、情報通信・エレクトロニクス、ナノテク・材料、環境・エネルギー、地質、計測標準という幅広い分野について、基礎から技術の社会への適用にいたる融合的・双方向的な研究を同時的・並行的に実施することにより、イノベーションの創出を図るとともに、特許等を通じて行う成果普及や、研究ノウハウを基に行う分析・評価や技術指導等を通じて我が国の産業競争力の強化に資する。また、このような活動を通じて技術経営力に寄与する人材の育成を図る。</p>					
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	63,234 百万円 (▲3,783 百万円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	81,820 百万円 (▲8,952 百万円)		
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)			3,115 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>○経済及び産業の発展等を目的に設置された我が国唯一の研究開発型独立行政法人として、基礎的研究の成果を製品化につなぐ研究を行っていくことが必要だが、更なる重点化の必要性に加え、産総研のミッション（使命）の一層の明確化が求められていることも踏まえ、以下のプロセスにより重点化のための検討を行う。</p> <p>① 産業変革をも促すような、新たな社会システムの構築、新たな価値創造及び現下の重要課題の克服を目指した戦略目標を、国の政策への貢献の観点から策定する。</p> <p>（参考）戦略目標の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素社会の実現 ・資源エネルギー安全保障の確立 等 <p>② 戰略目標達成のために必要な、産総研と産学官との連携により行う課題対応型研究プロジェクトを技術目標とともに提示する。</p> <p>③ 課題対応型研究プロジェクトの中で産総研が担うべき役割を「産総研研究戦略」として、知財戦略や共同研究の戦略を追加しそれらとの三位一体となるように策定する。その中で、産総研が行う研究課題は、産総研が外部と比べて競争優位にあるものを選択し、研究資源の集中を図る。</p> <p>戦略目標の策定、国家プロジェクトの提示、「産総研研究戦略」の策定に当たっては、産総研の研究部門だけでなく、イノベーション推進担当部署をはじめとする研究関連・管理部門の意見に加え、産業界の意見も聞くことにより、「産総研研究戦略」推進のための実効力を確実なものとする。</p> <p>上記については本年度末までに検討を終了する方向で作業を進め、第三期中期計画の開始時には上記プロセスにより策定された新たな「産総研研究戦略」に基づき研究を開始できるよう努める。なお、基礎的研究の成果を実用化につなぐ研究であっても上記プロセスによる検討の結果対象とならなかった研究課題については、現在すでに取り組んでいるものであっても一定期間内に取りやめることで重点化をより明確なもの</p>					
※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述						

	<p>とする。また、検討の結果対象となった研究課題についても、研究開始後一定期間を経ても新たな外部資金獲得やその拡大に結びつかないものは原則として見直すことにより、中期目標期間中における研究業務の一層の効率化・重点化を図る。</p> <p>一方、萌芽的「基礎的研究」についても一定の資源を確保し、今後の産業技術シーズに繋がる研究課題のうち、我が国の10年、20年先の産業変革を促すような革新的・独創的研究課題のみを実施する形で重点化を図り「産総研研究戦略」に位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産学官が一体となって研究等を行う新たな拠点については、その研究を効率的・効果的に行う観点から最もふさわしい場所に設けることができるよう努めていく。また、産学官が一体となって研究を行う拠点が、実際に産学官それぞれの組織の壁を越えて結集・融合するための場となるようにすることはもちろん、その拠点がオープンイノベーション推進のための共通プラットフォームとして国際競争力の強化に資するようになる等、それぞれの拠点の効率的な運営ができるよう検討を進める。 ○「産総研研究戦略」に沿った研究を効率的・効果的に行う観点からの海外の機関や民間企業との連携のあり方を提示するとともに、我が国の技術や産業技術総合研究所の研究成果をニーズに応じてより円滑に普及するために国際標準化に向けたより積極的な貢献を行う等、国際関係業務の見直しを行う。 ○現在広報業務として行っている種々の取組が、大企業、中小企業、大学・研究機関、一般国民等の各関係者にとっての一層の「見える化」につながるよう必要な取組を行う。 ○産総研が知的財産権を確保又は維持することで社会普及が円滑になる場合と、知的財産権を確保又は維持することで逆に社会が知的財産権を使いにくくなる場合の整理等を行い、今後オープンイノベーションを促進していく中で、新たな拠点を中心としながら、国際的な競争をより効率的に行うための戦略的な「協調」を実践していく上で、産総研が確保及び維持すべき知的財産権の考え方の設定等を行う。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし
上記措置を講ずる理由	<p>近年、技術の高度化・複雑化が急速に進み、世界市場での技術競争は年々厳しさを増しており、基礎的研究と製品化研究の間に存在する技術課題や不確実性の幅・深さがかつてないほど増大している。我が国においては、昨今の厳しい経済情勢を受けて、民間企業の研究開発投資は落ち込み、新たな国際的な競争モデルとしてのオープンイノベーションへの対応が遅れているという大きな課題を抱えている。このような中、我が国の技術立国としての地位を堅持していくため、基礎的研究に強みを持つ大学や製品化に強みを持つ民間企業を橋渡し研究により繋いでいくという民間企業等が持たない機能をますます強化していくことが必要である。産総研は、このような機能を担える公的研究機関として、経済及び産業の発展等を目的に設置された我が国唯一の研究開発型独立行政法人である。その際、産総研の研究開発については、これまででも、萌芽的な基礎的研究に一定の資源を確保しつつも、基礎的研究の成果を製品化につなぐ研究への重点化を行ってきたが、更なる重点化の必要性に加え、産総研のミッション（使命）の一層の明確化が求められている。</p>

また、産学官が一体となって研究等を行う新たな拠点の設置場所は、研究の効率的・効果的実施に観点から検討されるべきものである等のため上記措置を講ずる。

III. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人産業技術総合研究所		府省名	経済産業省
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	<p>○現行のとおり、研究開発型独立行政法人とする。</p> <p>[秋葉原サイトについて、同サイトで現在実施している関連プロジェクトが終了した際、廃止することを原則とし、第2期中期計画が終了する平成21年度末までに事業の見直しを行う。]</p>	<p>○産総研は、つくばの他、全国各地に研究拠点を有しているが、このうち秋葉原サイトについては、21年度中に見直しの方向性を固め、その方向に沿って必要な措置を執る。</p>	<p>○イノベーション業務遂行のための意志決定を迅速化させ、より効率良く産総研の研究成果の外部への展開が図れるよう、例えば、イノベーション推進室、知財部門、産学官連携部門等の企画機能の統合化の可能性を検討すること等、イノベーション推進のより効率的・効果的な運営の観点から見直す。</p>	H17.4.1 措置済み
上記措置を講ずる理由	<p>○我が国の技術立国としての地位を堅持していくため、基礎的研究に強みを持つ大学や製品化に強みを持つ民間企業を橋渡し研究により繋いでいくという民間企業等が持たない機能をますます強化していく必要がある。また、市場原理だけでは十分な研究開発投資が期待できず、多国間協力が効果的な世界規模の課題に対応していくためには公的</p>	<p>○秋葉サイトでの業務実施場所を見直すことにより、業務効率化とコスト低減が見込まれるため。</p>	<p>○産総研においてこれまでイノベーション推進に係る業務は、イノベーション推進室をはじめとする複数の部署で役割を分担して行ってきたが、イノベーション推進のための意志決定の迅速化と一層の効率性向上を図る必要があるため。</p>	

	<p>な立場にある研究機関が継続的に取り組む必要がある。さらに、我が国の持続的成長のため、全国各地域において企業規模にrelationなく産業発展に繋がるイノベーション創出のための取り組みを全国各地で地域に密着し地域に腰を据えて実施することが必要である。</p> <p>以上のような機能、役割を担える公的機関として、産総研は我が国唯一の研究開発型独立行政法人である。</p>			
--	---	--	--	--

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人産業技術総合研究所	府省名	経済産業省
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化 保有資産の見直し
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>○研究開始から成果普及に至る一連の業務を効率的・効果的に実施するため、以下に取り組む。</p> <p>① イノベーション業務遂行のための意志決定を迅速化させ、より効率良く産総研の研究成果の外部への展開が図れるよう、例えば、イノベーション推進室、知財部門、产学官連携部門等の企画機能の統合化の可能性を検討すること等、イノベーション推進のより効率的・効果的な運営の観点から見直す。</p> <p>② 産総研が保有する研究成果については、移転の対価について金銭以外の財産によることも可能とする等の柔軟化を図るほか、その外部への発信から社会普及に至るきめ細かい知財マネジメントを行う等の内部のサポート体制の見直しを行う。</p>	<p>○平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約から一般競争入札等に計画どおり移行しており、それにあわせて一者応札及び100%落札率も少なくなるような検討等を行う。</p>	<p>○個人評価において、産総研のミッション実現への貢献度や、専門性を發揮し業務運営の円滑化に資するものか等をより適切に評価できるようにしていく。また、職員の職種や業務の性格等を勘案した上で、個人評価結果を、能力給、業績給に適切に反映するとともに、職務の困難さに応じてより適切な処遇を行う等、職員の能力・職責・実績を給与にこれまで以上に適切に反映する。</p>

※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述

上記措置を講ずる理由	<p>① 産総研においてこれまでイノベーション推進に係る業務は、イノベーション推進室をはじめとする複数の部署で役割を分担して行ってきたが、イノベーション推進のための意志決定の迅速化と一層の効率性向上を図る必要があるため。</p> <p>② 産総研の研究成果をより円滑に外部に移転していくことが必要であり、業務運営体制を整備する形での見直しも行う必要があるため。</p>	<p>○一般競争入札における透明性、競争性を向上させるため。</p>	<p>○総人件費を削減していく中で、産総研職員のモチベーションを向上させつつ、高いレベルの研究開発、複雑化する研究関連・管理業務を効率的に実施していく必要があるため。</p>	<p>○オープンイノベーション推進のため、産学官が一体となって研究を行う拠点として機能していく必要があるため。</p>
------------	--	------------------------------------	---	---

法人名	独立行政法人産業技術総合研究所	府省名	経済産業省	
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入		
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>○今後外部資金で産総研の常勤職員個々人の業務のうち、外部資金による一定規模以上の業務等については、業務量の割合に応じて可能な限り常勤職員の人件費を外部資金で手当てすることに向けて検討する。そして、個人評価における研究資金獲得に係る項目をより明確にすることで研究者個人のモチベーションを向上させ、外部からの研究資金獲得額の増加を図る。</p> <p>○産総研は、年間 4000 件以上の技術相談に対応しているが、この技術相談が研究施設等を用いたコンサルタント業務等に発展し、その結果外部の特定の者に一定以上の受益が帰属する等の条件で行われる場合は、受益者負担がより適切なものとなるよう検討する。</p> <p>○これまで外部資金は国内からの資金が中心であったが、海外からの研究資金獲得や国内外からの寄付金の獲得が促進されるような取組についても検討する。</p> <p>○産学官が一体となって研究を行うための拠点はもちろん、他の研究施設も含め、研究施設の更なる有効活用の観点から、可能な限り外部利用が促進されるよう検討を進めるが、それに併せて、施設整備費補助金等により建設された研究施設の外部利用について、利用が一定規模以下の中小企業には特段の配慮をしつつ、受益者の負担額が適切なものとなるよう検討を進める。</p>	<p>○アウトソーシングの推進の検討に当たっては、市場化テストの導入可能性についても検討を行う。</p>		
※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述				

	[受託事業や資金提供型共同研究の積極的な獲得、IP インテグレーション等の特許実施料を拡大させる取組により自己収入を増大させる。]	
上記措置を講ずる理由	○整理合理化計画および独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の基本方針（平成19年7月11日 政策評価・独立行政法人評価委員会）の基本的な見直しの考え方の項目として提示されているため。	○第三者が実施することで、より効率的で透明性の向上が期待できるため。

法人名	独立行政法人産業技術総合研究所		府省名	経済産業省
見直し項目	費用対効果等の視点を取り入れた目標設定	人材の確保	人材の育成	
運営の効率化及び自立化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	○「国民へのサービスの提供」の数値目標を、「業務運営の効率化」の視点も踏まえて、総合的な視点で費用対効果の視点も取り入れた設定の可能性の検討を行う。	○これまでの新人採用は、研究職は博士課程修了者、事務職は新規学卒者が中心であったが、研究職はより若手の研究者の採用、事務職は産総研で求められる専門性に配慮した採用のための検討を行い、例えば弁理士や税理士等の公的資格を持ちかつ実務経験を有する人材を中途採用するとともに、女性研究者や外国人研究者も積極的に採用する。	○研究職については、例えば民間企業で研究を行う等幅広い分野での経験を積むことを重視したキャリアパスを構築することにより、研究職個々人の研究開発能力の向上とともに、産総研内外に蓄積された幅広い分野の技術シーズを用いてより高いレベルの研究を民間企業との共同研究等をも視野にいれて牽引することのできる研究開発マネジメント人材を育成。事務職については、ポストごとの業務や役割を明確にした上で、一定以上の専門性が求められるポストについて所内公募等による配置を行う等、専門性の蓄積を重視したキャリアパスを構築するとともに、資格取得等のための研修や関係機関への出向等の機会を設ける。また、研究職・事務職に関係なく、複数の研究開発成果を統合して民間企業の「製品化」に繋げる橋渡しを行うことのできる人材も育成していく等、高度化する産総研の業務に対応できる人材を育成する。	
上記措置を講ずる理由	○これまで「国民へのサービスの提供」「業務運営の効率化」のそれぞれの視点に基づき数値目標を設定してきたが、「国民へのサービスの提供」は「業務運営の効率化」の視点を踏まえて行うべき側面もあり、また、「国民へのサービスの提供」の中にも、幾つかの、時には相反する指標もあるため。	○産総研内の業務をより効率的・効果的に行うためには、総人件費を削減していく中であっても優秀な人材を育成していくことが必要であるため。	○産総研内の業務をより効率的・効果的に行うためには、総人件費を削減していく中であっても優秀な人材を育成していくことが必要であるため。	

法人名	独立行政法人産業技術総合研究所		府省名	経済産業省
見直し項目	職員の能力・職責・実績の給与への適切な反映	アウトソーシングの推進とその見直し	研究評価結果等の業務への反映と評価業務の効率化	コンプライアンスの推進
運営の効率化及び自立化に係る見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	○個人評価において、産総研のミッション実現への貢献度や、専門性を發揮し業務運営の円滑化に資するものか等をより適切に評価できるようにしていく。また、職員の職種や業務の性格等を勘査した上で、個人評価結果を、能力給、業績給に適切に反映するとともに、職務の困難さに応じてより適切な処遇を行う等、職員の能力・職責・実績を給与にこれまで以上に適切に反映する。	○引き続きアウトソーシングを進めるとともに、調達・検収業務のような業務についてもアウトソーシングの可能性を検討する。 ○既にアウトソーシングを行っている事業については、内部化することも検討する	○研究評価結果等の業務への反映のための取組を強化するとともに、評価業務の効率化に向けた検討を行う。	○産総研の役職員の意識向上を重視した参加型コンプライアンス推進のための取組を行うとともに、公的研究機関のコンプライアンスのあり方について議論を深め、効率的・効果的な統制環境確立に向けた検討を行う。
上記措置を講ずる理由	○総人件費を削減していく中で、産総研職員のモチベーションを向上させつつ、高いレベルの研究開発、複雑化する研究関連・管理業務を効率的に実施していく必要があるため。	○産総研が専門性を持たない業務があればアウトソーシングによる効率化が見込まれるため。 ○既にアウトソーシングを行っている事業について、外部環境の変化に伴い、その合理性が存在するか効率化が図られているかの検証が必要な業務もある可能性があるため。	○研究評価結果等を業務に反映させるためのシステムを強化することが業務効率化の観点から重要であるため。	○コンプライアンスは、産総研の社会的信頼性の維持・向上、研究開発業務等の円滑な実施の観点から継続的に確保していくことが不可欠であるため。

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況

経済産業省所管(1法人)			
整理番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
2	産業技術総合研究所 (16)	<ul style="list-style-type: none"> ● 中期目標に政策との関係、他との重複排除の実効的な措置・取組を具体的に明示し、研究開発を重点化 ● 各研究ユニットを厳正に評価し、見直し ● 必要に応じて前倒しして各研究ユニットの厳正な評価を行わせ、それに基づき、改廃を含めた各研究ユニットの見直しを行わせるものとする。あわせて、以下の視点から中止すべき研究の検討を行うものとする。 	<p>① 平成17年4月に研究資源を有効に活用し、研究成果を最大化するための方策である「研究戦略」を策定。その方策に基づき研究開発を重点化した。「研究戦略」は市場動向、施策との関係、他機関との関係等を考慮し毎年度改訂し、研究開発の重点化を継続した。</p> <p>① 全研究ユニットを対象に、外部評価委員を含む成果評価委員会を隔年度に開催し、アウトカムの視点からの成果評価を行い、評価結果を個別ユニットのマネジメントに反映させると共に、(H19年度予算から)研究予算の配分にも反映させ、研究ユニットの経営改善に活用した。また、全研究ユニットを対象に、外部評価委員を含めた中間評価および最終評価を実施し、研究ユニットの存続の可否および終了後の組織のあり方を提示した。最終評価の結果を元に、研究ユニットの再編・改廃に役立て、研究所組織の経営改善に活用した。 あわせて、社会経済構造の変化等への対応必要性、民間企業等における成果利用の段階への発展性、政策ニーズ変化への対応必要性、などの視点から、中止すべき研究と判断されたものについては終了させ、新しいニーズや次のフェーズへの展開に対して、新たに重点化を行った。</p>

経済産業省所管(1法人)

整理番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）
		● 地域拠点における研究の在り方について、拠点の果たすべき役割等を見直し	① 地域拠点の役割や地域における研究のあり方等の見直しを行い、地域の特性や研究資源投入の重点化等の観点から、中止すべき研究と判断されたものについては終了させた。また、平成 20 年 3 月には、「産総研ビジョン」として「地域戦略」を検討し、産業構造の変化等に地域における産業展開を考慮し、地域拠点における研究のあり方、果たすべき役割等の見直しの検討を継続して行った。
		● 次期中期目標においては全職員数に対する管理部門職員数の比率を引き下げるものとする。	① 地域センターにおける管理部門職員数割合を、14%(H17.4)から 12.5%(H21.5)まで引き下げた。

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	国土交通省			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)			
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)	2. 組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	
日本高速道路 保有・債務返済 機構	債務返済に係る借 換資金の調達の多 様化	<p>下記は、現行制度を前提とした見直し案であり、高速道路の原則無料化と併せて行われる、機構の組織・業務に関する検討の進捗に応じて、本見直し案を踏まえて作成される中期目標を適時に見直すこととし、この旨を新たな中期目標に記載する。</p> <p>【事務及び事業の見直し】 将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減し、債務返済の確実性を高めるため、多様な年限の債券の発行など、更なる調達の多様化を図る。</p>	<p>下記は、現行制度を前提とした見直し案であり、高速道路の原則無料化と併せて行われる、機構の組織・業務に関する検討の進捗に応じて、本見直し案を踏まえて作成される中期目標を適時に見直すこととし、この旨を新たな中期目標に記載する。</p> <p>【組織体制の見直し】 管理職の削減、配置の適正化を含めた組織体制の見直しを行う。</p>	<p>下記は、現行制度を前提とした見直し案であり、高速道路の原則無料化と併せて行われる、機構の組織・業務に関する検討の進捗に応じて、本見直し案を踏まえて作成される中期目標を適時に見直すこととし、この旨を新たな中期目標に記載する。</p> <p>【随意契約の見直し】 調査・研究業務等について、質の向上を図るために、価格のみならず、技術的要素等の評価も勘案した契約方式について、具体的な評価基準等を検討し、導入を図る。</p> <p>【給与水準の適正化】 組織体制の見直しや適材適所の人員配置を行うことにより、給与水準の適正化を一層推進する。</p>

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	日本高速道路保有・債務返済機構			府省名	国土交通省			
沿革	「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)における道路関係四公団の民営化の方針を受け、高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に道路関係四公団民営化関係4法に基づき、6つの高速道路株式会社とともに設立。							
中期目標期間	第1期：平成17年10月～22年3月（18年、21年見直し）							
役員数及び職員数 <small>(平成21年1月1日現在)</small> <small>※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。</small>	役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数				
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数					
	6人（2人）	6人（2人）	0人（0人）	84人				
年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 ^{要算}		
国からの財政支出額の推移 <small>（単位：百万円）</small>	一般会計 特別会計 計 うち運営費交付金 うち施設整備費等補助金 うちその他の補助金等	12,279 42,566 54,845 0 0 54,845	22 79,683 79,705 0 0 79,705	22 79,083 79,105 0 0 79,105	34 76,941 76,975 0 0 76,975	29 77,463 77,492 0 0 77,492		
支出予算額の推移 <small>（単位：百万円）</small>	2,784,019	4,819,990	5,379,115	5,158,889	3,919,606	4,768,899		
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 <small>（単位：百万円）</small>	51,778	436,153	836,208	1,405,294				
発生要因	収入から金利（財務費用）や減価償却費（道路資産貸付業務費）等の費用を差し引いた額が当期利益となるが、当期利益及び減価償却費に相当する額は債務返済に充てられるため、貸借対照表では当期利益及び減価償却費に相当する額の負債が減り、債務償還時には、道路資産に見合う余剰金（資本剰余金と利益剰余金）が計上される仕組みとなっている。（参考資料参照） 上記の発生要因のとおり、利益剰余金は、45年での債務償還をする過程で決算処理上発生するもので、実際には債務の返済に充てられたものである。（利益剰余金の見合いの資産は道路資産である。）							
見直し案	—							
運営費交付金債務残高 <small>（単位：百万円）</small>	0	0	0	0				
行政サービス実施コストの推移 <small>（単位：百万円）</small>	5,132	△285,622	△324,800	△219,470	（見込み）32,903	（見込み）322,808		

見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	<p>平成 20 年度実績は、自己収入等が費用（業務費用及び機会費用）を上回り、行政サービス実施コストは負の値となっているが、平成 21 年度及び平成 22 年度の見込み額については、以下のように高速道路の料金割引等を内容とする高速道路利便増進事業を実施することにより、自己収入等が費用を下回る形となるため、正の値となる見込みである。</p> <p>即ち、利便増進事業による高速道路の料金割引では、国が機構の一部債務を承継し、機構は債務が減少した分、高速道路会社が機構へ支払う貸付料を減額し、高速道路会社は貸付料が減額された分、高速道路料金を割引くという仕組みであり、高速道路利便増進事業の実施により、機構及び会社には最終的に損も益も生じないこととなっている。</p> <p>ただし、機構の単年度の損益を見た場合、平成 20 年度は、機構の一部債務を国へ承継することに伴う臨時利益が生じる一方、平成 21 年度及び平成 22 年度は、高速道路会社が機構へ支払う貸付料が減額され、当期純損失を計上する見込みであり、各会計期間における機構の運営状況を適正に表示することができない状況となる。</p> <p>このため、機構の期間損益計算の適正化を目的として、高速道路利便増進事業引当金（法令に基づく引当金）を設けたところである。高速道路利便増進事業引当金は、債務承継時に臨時利益に対応する引当金繰入（臨時損失）を行うとともに、それ以降は、高速道路利便増進事業（料金割引）を行うことにより減額される貸付料見合いの引当金戻入（臨時利益）を計上することにより、各会計期間における機構の運営状況の適正表示を可能とするものである。</p> <p>しかしながら、「独立行政法人会計基準第 90」によれば、法令に基づく引当金の戻入収益は、行政サービス実施コスト計算書において、業務費用から控除すべき収益に含まないこととされていることから、平成 21 年度以降は、利便増進事業による料金割引のために、自己収入等が費用を下回る形となり、行政サービス実施コストは正の値の見込みとなるものである。なお、当機構は、高速道路会社からの道路貸付料等の収入により債務を返済する仕組みとなっており、今後も引き続き、着実に債務返済が進捗する見込みである。</p>
--------------------------------	---

<p>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 20 年度実績)</p>	<p>中期目標期間は、平成 17 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとなっているところであり、平成 20 年度における主要な達成状況は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路利便増進事業に関する計画の作成にあたっては、国民への意見募集結果も踏まえ、高速道路会社と共同で計画を作成し、国土交通大臣の同意を得て実施した。 ・ 機構の有する有利子債務残高については、中期目標期間の期初時点における 37.4 兆円から期末時点で 31.3 兆円に減少させることとしているが、一般管理費や金利コストが計画を下回ったこと、債務引受額の累計が計画を下回ったことなどから、平成 20 年度末時点における有利子債務残高を 30.7 兆円に減少させた。 ・ 政府保証債及び財投機関債の超長期債の発行に努め、また、国内債券市場初となるディープ・ディスカウント債を発行する等、資金調達の多様化に努め、平成 20 年度の調達資金の平均コストは 1.76（応募者利回りの平均）% となり、償還計画において設定している調達コスト 3.5%（10 年債の発行者利回り）を下回り、将来の借り換えに伴う金利上昇リスクを軽減して債務返済の確実性を高めた。 ・ 適正かつ効率的な業務運営を図るため、管理職配置の見直し、人件費を含む一般管理費の削減等による業務コストの縮減に努めるとともに、「随意契約見直し計画」の趣旨を踏まえ、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、全て一般競争入札等の競争性のある契約形態に移行した。 ・ 高速道路会社の経営努力によるコスト縮減を助長するための制度については、工事の途中段階における認定を含め、会社の経営努力要件適合性の認定を行い、工事が完了した案件について助成金を交付した。 ・ 東京が被災した場合に、関西業務部で業務の代行が可能となるよう、規程、マニュアルの整備、防災訓練を行った。 ・ 債務返済の計画と実績の対比及び差異の理由、セグメント情報を公開するなど、情報開示に積極的に取り組んだ。さらに、高速道路利便増進事業に伴う料金引下げの計画作成にあたっては、高速道路会社と共同して意見募集用ホームページを開設し、また、料金引き下げの実施にあたっても、案内ページを設けたこともあり、ホームページのアクセス件数が大幅に增加了。 <p>この結果、国土交通省独立行政法人評価委員会より、法人の業務の実績について「中期計画の達成に向けた平成 20 年度計画の実施状況に係る総合評価は順調と考えられる。」との評価をうけている。</p>
--	---

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	日本高速道路保有・債務返済機構			府省名	国土交通省
事務及び事業名	高速道路の保有及び債務返済に関する業務				
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路に係る道路資産の保有、貸付け、承継債務等の返済 ・ 会社が高速道路の新設等に要した費用を充てるために負担した債務の引受け ・ 会社に対する無利子貸付け ・ 高速道路の新設等に要する費用の縮減を助長するための仕組み ・ 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務 等				
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	83,744 百万円 (6,252 百万円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	4,768,899 百万円 (849,293 百万円)	
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	84人				
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>下記は、現行制度を前提とした見直し案であり、高速道路の原則無料化と併せて行われる、機構の組織・業務に関する検討の進捗に応じて、本見直し案を踏まえて作成される中期目標を適時に見直すこととし、この旨を新たな中期目標に記載する。</p> <p>○債務返済に係る借換資金の調達の多様化 将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減し、債務返済の確実性を高めるため、多様な年限の債券の発行など、更なる調達の多様化を図る。</p>				
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	—				
上記措置を講ずる理由	<p>機構は 30 兆円を超える有利子債務残高（20 年度末）を抱えており、債務償還のために年間 3 兆円程度の資金を調達する見込みであることから、引き続き、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減し、債務返済の確実性を高めることが重要である。このため、債券の発行について年限や商品性を多様化するなど、調達の一層の多様化を図ることにより、こうした課題に対応していく必要がある。</p>				

III. 組織の見直しに係る当初案

法人名	日本高速道路保有・債務返済機構		府省名	国土交通省	
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化	
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	—	—	・管理職の削減、配置の適正化を含めた組織体制の見直しを行う。	—	
上記措置を講ずる理由	—	—	・道路関係四公団民営化の趣旨を踏まえ、これまで必要最小限の組織により業務運営を行ってきたところであるが、一層の効率的な業務運営を図るべく、引き続き適正なレベルへの見直しを進めていく。	—	

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	日本高速道路保有・債務返済機構		府省名	国土交通省
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
下記は、現行制度を前提とした見直し案であり、高速道路の原則無料化と併せて行われる、機構の組織・業務に関する検討の進捗に応じて、本見直し案を踏まえて作成される中期目標を適時に見直すこととし、この旨を新たな中期目標に記載する。				
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究業務等について、質の向上を図るために、価格のみならず、技術的要素等の評価も勘案した契約方式について、具体的な評価基準等を検討し、導入を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の見直しや適材適所の人員配置を行うことにより、給与水準の適正化を一層推進する。 	—
上記措置を講ずる理由	—	<ul style="list-style-type: none"> ・価格のみを評価する一般競争入札による調査・研究業務では、その質の確保に限界があるため、価格の評価に、業務の質に対する評価を加味した新たな契約方式について検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人整理合理化計画(H19.12.24閣議決定)」に基づき、対外的に理解の得られるラスパレイス指数の達成のため、同指數の引上げの一因となっている役職者の配置状況について、引き続き適正なレベルへの見直しを進めしていく。 	—

法人名	日本高速道路保有・債務返済機構		府省名	国土交通省
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入		
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)				
上記措置を講ずる理由				

	(機構設立時)	(建設投資期間)	(建設投資終了後)	(45年目)
貸借対照表	<p>負債(未払金、見返債務等除く)及び資本金が償還対象額となります。</p> <p>会社から資産と債務の新規引受けが行われる一方、道路資産については減価償却が進み負債については返済が進みます。</p> <p>損益計算書の当期純利益と減価償却費(非現金項目)に相当する額は借入金の返済に充てられますので、貸借対照表ではその額だけ負債が減っていきます。また、当期純利益の額だけの利益剰余金が増えています。</p>		<p>修繕を除き会社からの新たな資産と債務の引受けが発生せず、減価償却と負債の返済が進む一方、利益剰余金が積み上がっていきます。</p> <p>45年後には減価償却後の道路資産に見合う剰余金が積み立てられ、資本金に見合う現金が残ります。</p>	
損益計算書		<p>収入から金利(財務費用)や減価償却費(道路資産貸付業務費)等を差し引いた額が当期純利益になります。</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p>	

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	法務省			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
日本司法支援センター	情報提供	【見直し】電話による問い合わせについて、コールセンターの利用の促進を図る。 サービス提供に要するコスト低減策を検討する。	【法人形態の見直し】現行の法人形態を継続する。 【支部・事業所等の見直し】配置が適正なものであるか検討を行い、必要な見直しを行う。 【組織体制の整備】人員につき、業務量の変動等に基づいて適正な配置等を行う。 【非公務員化】措置済み。 【職員数の削減】「人件費総額の削減」の対象外。	【業務運営体制の整備】コンプライアンス・プログラムの策定及びコンプライアンス・マニュアル作成を行い、研修等の実施を通じて職員への周知徹底を図る。 【随意契約の見直し】随意契約の適正化を推進する。 【給与水準の適正化】適正。 【保有資産の見直し】該当なし。 【自己収入の増大】寄附金受入れの増進に努める。 【官民競争入札等の導入】導入済み。
	民事法律扶助	【見直し】償還金の適切な管理・回収に努める。 事務手続の合理化を図ることに努める。		
	国選弁護人確保	【見直し】事務手続の合理化を図ることに努める。		
	司法過疎対策	【見直し】事務所の配置が適正になるよう検討を行い、必要な見直しを行う。		
	犯罪被害者支援	【見直し】電話による問い合わせについて、コールセンターの利用の促進を図る。 サービス提供に要するコスト低減策を検討する。		

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	日本司法支援センター			府省名	法務省			
沿革	平成18年4月 日本司法支援センター							
中期目標期間	第1期：平成18年10月～22年3月（22年見直し） 第2期：平成22年4月～							
役員数及び職員数 <small>（平成21年1月1日現在）</small> ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数（うち、監事の人数） 法定数 常勤の実員数 非常勤の実員数			職員の実員数				
	7人（2人）	3人（人）	4人（2人）	614人				
年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度（要）		
国からの財政支出額の推移 <small>（単位：百万円）</small>	一般会計	—	10,273	20,306	19,478	26,203		
	特別会計	—						
	計	—	10,273	20,306	19,478	26,203		
	うち運営費交付金	—	5,980	10,213	10,395	10,407		
	うち施設整備費等補助金	—						
	うちその他の補助金等	—	4,293	10,093	9,083	15,796		
支出予算額の推移 <small>（単位：百万円）</small>	—	15,143	29,075	29,387	38,310	44,673		
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 <small>（単位：百万円）</small>	発生要因	ファイナンス・リース取引に関する会計処理						
	見直し案	独立行政法人会計処理基準等に基づき、ファイナンス・リース取引については、リース期間通期において損益は中立となる。						
運営費交付金償却残高 <small>（単位：百万円）</small>	—	455	1,443	1,501				
行政サービス実施コストの推移 <small>（単位：百万円）</small>	—	11,495	8,728	9,433	（見込み） 12,690	（見込み） 15,850		
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	なし（算定困難）							
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成20年度実績)	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中、「業務運営の効率化に関する事項」については、毎年度総括評価は「A」であった。 一般管理費（人件費を除く）については、平成20年において1%（19百万円）の削減をした。 人件費については、年齢勘案のラスパイレス指数につき、88.9（平成18年度）、84.3（平成19年度）、85.6（平成20年度）と適正な数値を維持している。 							

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省
事務及び事業名	情報提供			
事務及び事業の概要	弁護士、隣接法律専門職者、ADR 機関等に関する情報等を収集・整理し、提供する。			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	3 2, 729 百万円の内数 (6, 526 百万円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	4 4, 673 百万円の内数 (6, 363 百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成 21 年 1 月 1 日現在)	614 人の内数			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① 現在、地方事務所で対応している電話による問い合わせのうち、コールセンターで対応可能なものについては、広報等によりコールセンターの利用の促進を図る。</p> <p>② サービス品質を維持しつつ、サービス提供に要するコストの低減策（コールセンターの設置場所の変更を含む）を検討する（平成 23 年度以降）。</p>			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし（算定困難）			
上記措置を講ずる理由	<p>① 電話による情報提供は、コールセンターの利用の促進により業務の効率化を図る。</p> <p>② 次期コールセンターの業務委託契約（平成 23 年度）に当たっては、更なる業務の効率化を図り、サービス提供にかかるコストの低減に努める。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法的紛争解決に必要な情報が提供されないことにより、早期に紛争を法的に解決する機会を失い、紛争を解決するための社会的コストが増大する。また、情報不足により紛争そのものを法的に解決する機会が失われ、いわゆる泣き寝入りの状態になり、国民の正当な権利・利益の保護が図られなくなる。 ・ 情報を集約・整理して無料で提供することは、利潤を求める民間では実施不可能である。 <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</p> <p>同種事業を実施している他の法人がない。</p>			

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省
事務及び事業名	民事法律扶助			
事務及び事業の概要	資力の乏しい国民等に対し民事に関する次の援助を行う。 ・弁護士費用の立替え等・書類作成費用の立替え等・無料法律相談			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	32,729百万円の内数 (6,526百万円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	44,673百万円の内数 (6,363百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	614人の内数			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	① 償還金債権の適切な管理、回収に努める。 ② 事務手続の合理化を図ることに努める。			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし (算定困難)			
上記措置を講ずる理由	① 償還を要すべきものに対する督促を強化することにより、償還金収入の増加を図るとともに、適切な免除の運用によって債権管理コストの削減を図る。 ② 従前の事務手続を見直して簡素・合理化を図ることにより、事務の効率化を図る。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 ・資力の乏しい人の民事裁判等手続の利用を困難とする（憲法第32条）。 ・資力の乏しい国民等に対し民事に関する弁護士費用の立替え等を行うため、民間では実施不可能である。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 同種事業を実施している他の法人がない。			

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省
事務及び事業名	国選弁護人確保			
事務及び事業の概要	支援センターの契約弁護士を国選弁護人等の候補に指名して裁判所等に通知し、国選弁護人等に選任された弁護士にその事務を行わせる。			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	32,729百万円の内数 (6,526百万円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	44,673百万円の内数 (6,363百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	614人の内数			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	事務手続の合理化を図ることに努める。			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし (算定困難)			
上記措置を講ずる理由	<p>従前の事務手続を見直して簡素・合理化を図ることにより、事務の効率化を図る。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法で保障された弁護人を依頼する権利が奪われることとなる（憲法第37条）。 ・法律により支援センターが行うこととされている。 <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種事業を実施している他の法人がない。 			

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省
事務及び事業名	司法過疎対策			
事務及び事業の概要	司法過疎地域において、依頼に応じ、相当の対価を得て、支援センターの契約弁護士等に法律事務を行わせる。			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	32,729百万円の内数 (6,526百万円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	44,673百万円の内数 (6,363百万円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成21年1月1日現在)</small>	614人の内数			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	事件数、実働弁護士数、地域のニーズ、支援センターの業務の補完性と効果的・効率的な業務運営の観点をも踏まえ、事務所の配置が適正になるよう検討を行い、必要な見直しを行う。			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし（算定困難）			
上記措置を講ずる理由	<p>弁護士が近くにいないことによる司法へのアクセス障害を解消し、司法過疎地域における権利の実現を図るために事業であることから、日本弁護士連合会と調整の上、事務所の適正な配置を行う。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法過疎地域における法的紛争の解決に支障が生じる。 ・同様の業務は日本弁護士連合会も行っているが、そもそも支援センターの本業務は日本弁護士連合会において実施することができない地域において行うものであることから、廃止又は民営化することは困難である。 <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</p> <p>司法過疎地域の解消を目的とする事業であり、日本弁護士連合会が行っている司法過疎対策においてもなお対応できない地域に事務所を設置しているため、日本弁護士連合会への移管・一体的実施は困難である。</p>			

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省
事務及び事業名	犯罪被害者支援			
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者の援助に関する情報を収集・整理し、提供する。 ・支援センターの国選被害者参加弁護士契約弁護士を国選被害者参加弁護人の候補に指名して裁判所に通知し、国選被害者参加弁護人に選任された弁護士にその事務を行わせる。 			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	32,729百万円の内数 (6,526百万円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	44,673百万円の内数 (6,363百万円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成21年1月1日現在)</small>	614人の内数			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① 現在、地方事務所で対応している電話による問い合わせのうち、コールセンターで対応可能なものについては、広報等によりコールセンターの利用の促進を図る。</p> <p>② サービス品質を維持しつつ、サービス提供に要するコストの低減策（コールセンターの設置場所の変更を含む）を検討する（平成23年度以降）。</p>			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし（算定困難）			
上記措置を講ずる理由	<p>① 電話による情報提供は、コールセンターの利用の促進により業務の効率化を図る。</p> <p>② 次期コールセンターの業務委託契約（平成23年度）に当たっては、更なる業務の効率化を図り、サービス提供にかかるコスト低減に努める。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の援助に関する情報が提供されないこととなり、また、国選被害者参加弁護士の選定ができなくなる。 ・情報を集約・整理して無料で提供することは、利潤を求める民間では実施不可能である。 ・被害者参加弁護士の選定に関する業務は法律により支援センターが行うこととされている。 <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種事業を実施している他の法人がない。 ・犯罪被害者支援業務は、仮に当法人で行っている情報提供業務と統合した場合には、被害者支援に深い造詣があり、場合によっては自らの犯罪被害者の体験を踏まえ担当者が行う被害者の心情に配慮した情報提供サービスの質の低下が見込まれることから、当該措置を講ずることは困難である。 			

III. 組織の見直しに係る当初案

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	総合法律支援法(平16法律第74号)に基づき、平成18年新規に設立された法人であり、法による紛争解決に必要な情報やサービスの需要は依然として高いことから、引き続き現行の法人形態で運営を続ける。	現在、地方事務所等の設置は適正なものと考えているが、業務量の変動や社会情勢の変動等を考慮し、その配置が適正なものであるか検討を行い、必要な見直しを行う。	本部及び地方事務所の人員につき、業務量の変動、事務手続等の合理化の推進結果等に基づいて適正な配置等を行う。	平成18年設立当初から、措置済み。
上記措置を講ずる理由	—	地方事務所等の設置が適正であるかを検討し、見直すことにより、効率的な業務運営が可能になると考えられる。	組織の肥大化を防止し、人員の配置等を見直すことにより、その適正化を図る。	—

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省
見直し項目	職員数の削減			
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	当法人は、設立後間もなく、体制整備中のため「人件費総額の削減」の対象外とされている(「行政改革の重要方針」平 17.12.24 閣議決定)。			
上記措置を講ずる理由	—			

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)	各年度のコンプライアンス・プログラムを策定するとともに、同プログラムに基づいてコンプライアンスマニュアルを作成し、本部及び地方事務所の職員に対し研修等の実施を通じて周知徹底を図る。	契約の不断の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るとともに、随意契約の適正化を推進する。	人件費については、年齢勘案のラスパイレス指数につき、88.9（平成18年度）、84.3（平成19年度）、85.6（平成20年度）と適正な数値を維持している。	該当なし
上記措置を講ずる理由	内部統制を強化し、役職員の法令遵守の意識を高め、法令遵守を徹底する。	従来、競争性のない随意契約としてきたものの中で、競争入札が可能なものがないかを検証し、契約の適正な実施を図る。	—	—

法人名	日本司法支援センター		府省名	法務省
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入		
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)	広報活動により支援センターが公共性の高い法人であることを理解してもらい、寄附金の受入れの増進に努める。	情報提供業務等については、一般競争入札に付し、民間委託を行っており、導入済み。		
上記措置を講ずる理由	法人の認知度は、「知っている」が28.1%（平成21年1月世論調査）と低いため、効果的な広報活動を行い、支援センターが公共性の高い業務を担っていることを周知徹底し、寄附金の増加を図る。	一		